

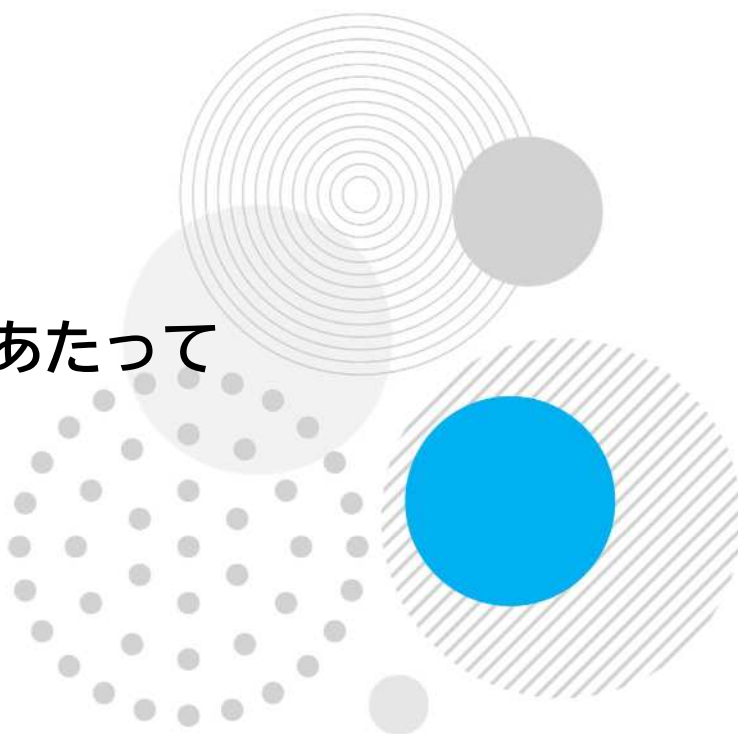
（仮称）芦屋市総合福祉計画 素案

令和8年（2026年）
芦屋市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画統合の方針と統合化の戦略	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画期間	6
第2章 芦屋市の福祉を取り巻く現状と課題	7
1 統計データからみる現状と課題	8
2 国の動向	10
3 各分野における前計画の総括	11
4 各調査結果等からみる現状と課題	12
第3章 計画の理念と推進の戦略	19
1 基本理念	20
2 推進体制	20
3 推進の戦略	20
4 施策体系	22
第4章 施策の展開	25
目標1 権利擁護の推進	26
目標2 包括的相談支援体制の構築	29
目標3 福祉人材の育成と事業者支援	32
目標4 社会参加と活躍を支える環境づくり	34
目標5 誰もが支え合い安心して暮らせる地域づくり	37
目標6 地域で暮らす環境づくり	42
コア・プロジェクト	45
1 コア・プロジェクトの位置づけ	45
2 コア・プロジェクトを通じて目指す効果	45
3 コア・プロジェクトの推進体制	46
4 コア・プロジェクト	47
【権利擁護支援プロジェクト】～一人ひとりの自分らしさを、かなえる地域へ～	47
【世帯丸ごと支援プロジェクト】～安心して暮らせる支援体制づくり～	49
【社会参加・地域づくりプロジェクト】～つながり、ともに創る安心の暮らし～	51
認知症施策推進基本計画	53
1 基本的な方向性	53
2 基本施策	53
第5章 別冊	54
資料編	55

第1章 計画策定にあたって



1 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化の進行や世帯規模の縮小、地域のつながりの希薄化などを背景に、市民の暮らしを取り巻く課題は複雑化・複合化しています。障がい、高齢、生活困窮、孤独・孤立、家族や介護者の負担、住まい、権利擁護、災害への備えなどの課題は、必ずしも一つの分野の制度やサービスだけで解決できるものではなく、一人ひとりの生活の中で重なり合って現れることが多くなっています。

また、障がいのある人や認知症の人、頼れる身寄りがいない人、家族や介護者が孤立している世帯、複数の生活課題を抱える世帯など、支援を必要とする人や世帯の状況は多様化しています。しかし、そうした人々や世帯に寄り添い、支援を行う福祉の担い手は減少しています。こうした課題に対応していくためには、地域福祉、障がい福祉、高齢福祉の各分野がそれぞれの取組を充実させるだけでなく、分野を超えて課題を共有し、関係機関や地域の多様な主体が連携しながら支援を進めることが求められます。

これまで本市では、地域福祉、障がい福祉、高齢福祉の各分野の計画に基づき、相談支援、権利擁護、地域生活支援、社会参加、地域づくり、介護予防、福祉サービスの充実など、さまざまな施策に取り組んできました。一方で、重層的支援体制整備事業の推進や権利擁護支援の充実、担い手・福祉人材の確保、災害時の避難行動要支援者への支援、孤独・孤立への対応など、分野を超えて取り組むべき課題の重要性は一層増しています。

このような背景を踏まえ、地域福祉、障がい福祉、高齢福祉の各分野における取組を総合的に再構築するとともに、芦屋市全体として目指す福祉の方向性を改めて示すため、「（仮称）芦屋市総合福祉計画」を策定します。また、それぞれの分野の法定計画として必要な事項を包含することに加えて、分野横断で対応すべき課題や施策を可視化し、連携した取組を推進することで、相乗効果を高め、課題解決や支援体制の充実につなげます。

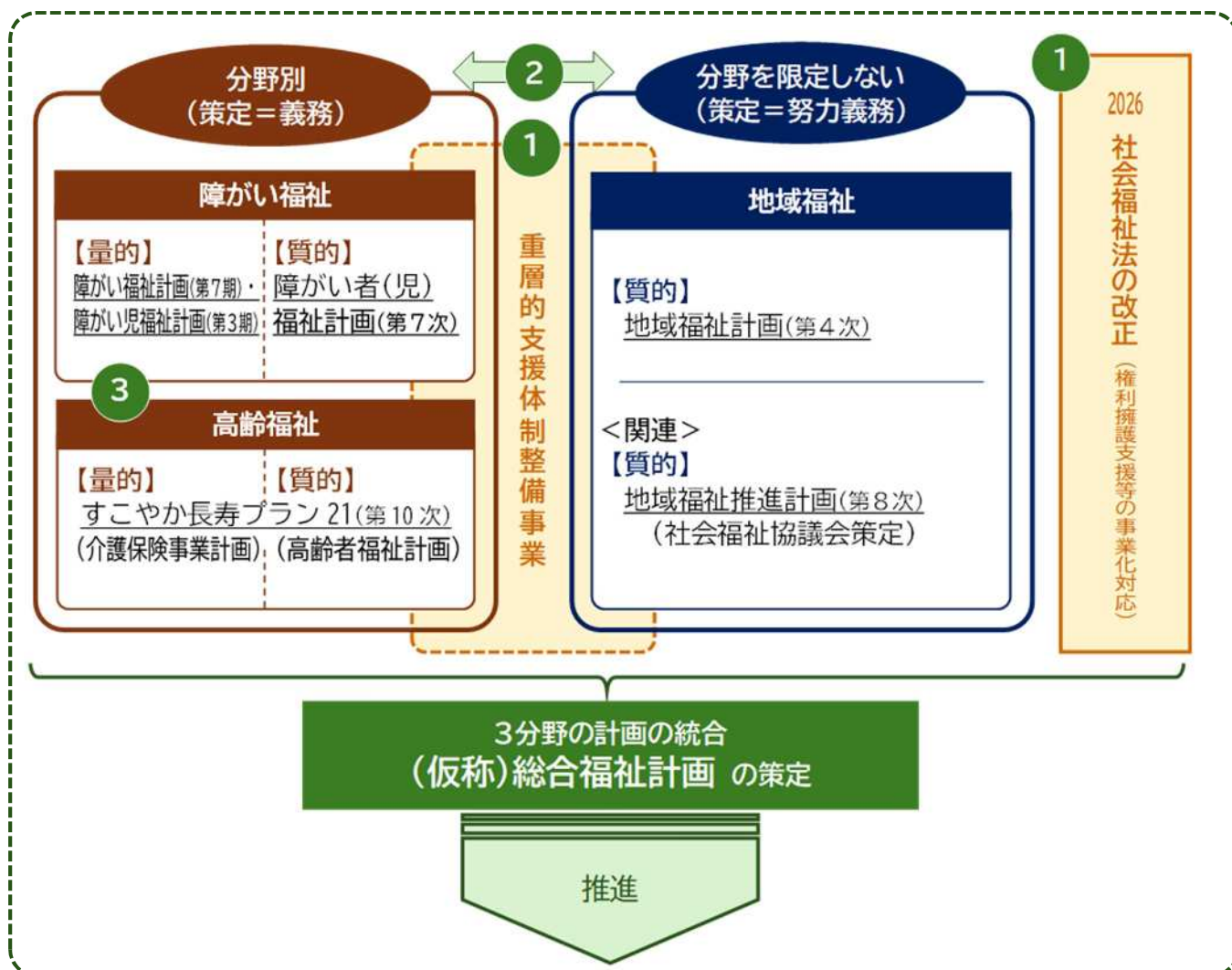
本計画を通じて、市民、地域団体、福祉事業者、企業、関係機関、行政といった多様な主体が共通の目標を持ち、より豊かな暮らしができるまちづくりをともに進めることで、「誰もが住み慣れた地域で孤立せず、その人らしく安心して暮らし続けられる」芦屋市版地域共生社会の実現を目指します。

2 計画統合の方針と統合化の戦略

地域福祉・障がい福祉・高齢福祉の3つの分野を統合して計画策定するにあたり、以下の点を念頭に、芦屋市全体として一体的・効果的かつ相乗効果を発揮できる福祉施策の展開を目指します。

①	権利擁護支援や社会参加の推進、地域づくりなど、分野横断的に展開すべき領域に対し、3つの分野が一体的に取り組む
②	各分野それぞれが培ってきた強みを生かしつつ、介護者・養護者を含む、分野を問わない世帯丸ごとの支援の充実に取り組むとともに、支援機関との協働体制の強化など、連携による重層的な支援等を推進する。
③	それぞれの分野における制度に基づく公的なサービス（フォーマルな支援）の基盤を整え、支援を進める

●計画統合化の戦略



3 計画の法的位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である芦屋市総合計画や他分野の関連計画との整合を図るとともに、地域福祉推進の中心となる社会福祉協議会が策定する地域福祉推進計画とも連動しながら、多様な主体との協働により、取組を推進するものです。

計画本編では、これまで地域福祉計画や障がい者（児）福祉計画、高齢者福祉計画等で整理されてきた、現状や課題、計画の理念、推進方針、目標や主な取組等を分野を横断して整理します。一方、障がい福祉計画・障がい児福祉計画と介護保険事業計画は別冊として扱い、各サービスの見込量、成果目標、提供体制、給付等に関する事項を整理します。

これにより、長期的な福祉施策の方向性と、3年ごとに見直すサービス提供体制の双方を連動させながら施策を推進します。

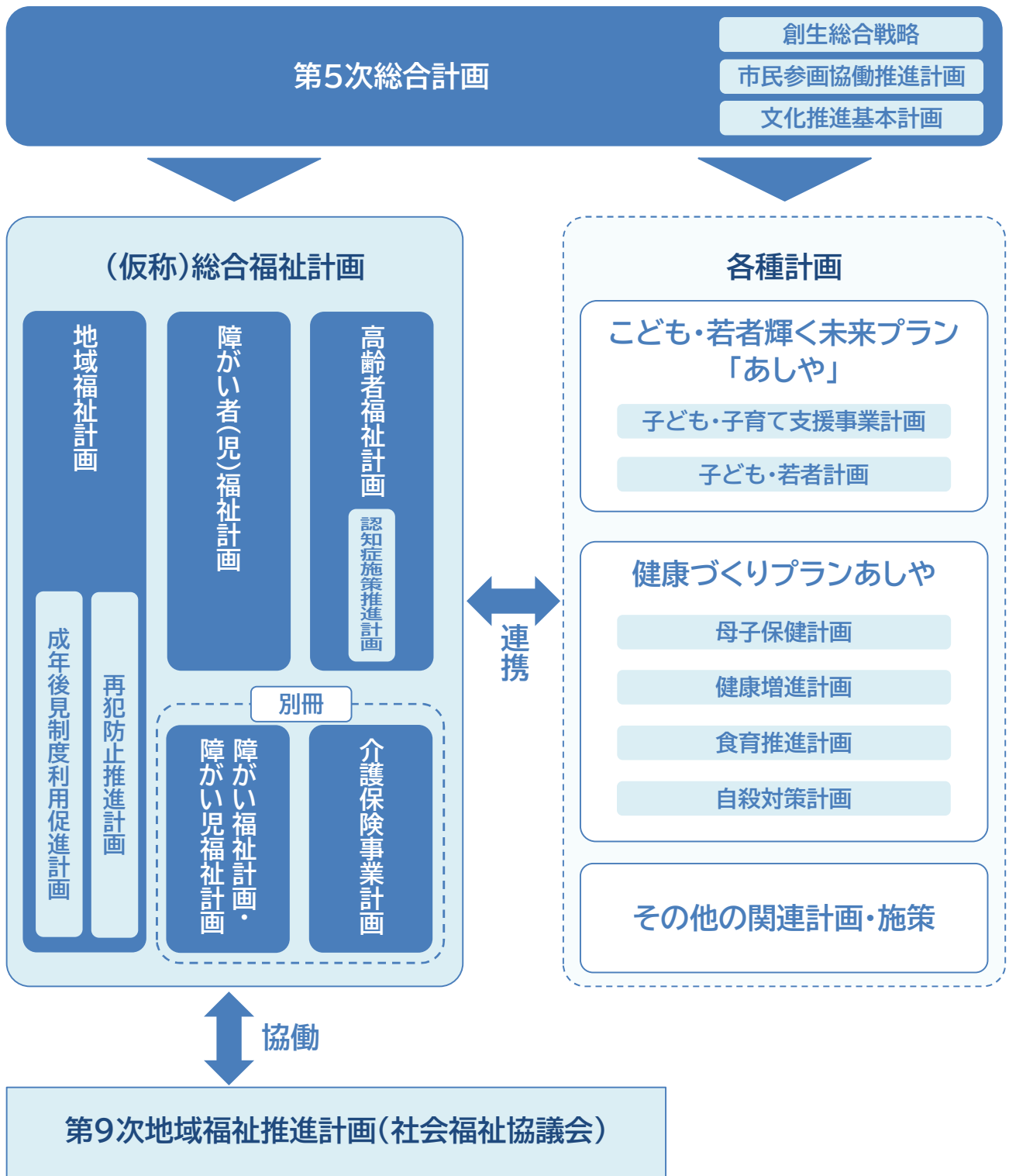
●（仮称）総合福祉計画が包含する各計画の位置づけ

区分	法的根拠・本計画における位置づけ
地域福祉計画	社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として、地域福祉の推進に関する事項を定める。地域における福祉サービスの適切な利用、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進、包括的な支援体制の整備等に関する取組を位置づける。
成年後見制度利用促進計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく市町村における成年後見制度利用促進に関する計画。本人の意思決定支援、成年後見制度の利用促進、地域連携ネットワークの構築、権利擁護支援センター機能等に関する取組を位置づける。
再犯防止推進計画	再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく地方再犯防止推進計画。犯罪をした人等が社会復帰する際に地域で孤立することなく生活を再建できるよう、関係機関・団体との連携、福祉的支援、啓発等に関する取組を位置づける。
障がい者（児）福祉計画	障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として、障がいのある人のための施策に関する基本的な方向性を整理。障がいのある人の地域生活、社会参加、相談支援、就労、権利擁護、差別解消、障がい理解の促進等に関する取組を位置づける。
高齢者福祉計画	老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画として、すべての高齢者を対象とした高齢者福祉施策を整理。本市では、老人福祉計画を高齢者福祉計画として、地域包括ケア、在宅生活支援、認知症施策、社会参加、生きがいづくり等に関する取組を位置づける。
認知症施策推進計画（新規）	共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に基づく市町村認知症施策推進計画。認知症の人の意思決定支援と権利擁護、社会参加、相談体制、早期発見・早期対応、本人・家族への支援、地域における理解促進等に関する取組を位置づける。

（別冊）

障がい福祉計画・障がい児福祉計画	障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画として、一体的に策定。障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障がい児通所支援等の提供体制や見込量、成果目標等を整理。
介護保険事業計画	介護保険法第117条に基づくしちようそん介護保険事業計画として、介護サービス見込量、介護保険料、介護給付等対象サービスの提供体制等を整理。高齢者福祉計画と整合を図りながら、介護保険制度の円滑な運営に必要な事項を定める。

●計画の関係図



4 計画期間

本計画の計画期間は、令和9年度（2027年度）から令和14年度（2032年度）までの6年間とします。

ただし、別冊として整理する障がい福祉計画・障がい児福祉計画及び介護保険事業計画については、3年を1期としてサービス見込量や数値目標等を定めることが法定されているため、令和9年度（2027年度）から令和11年度（2029年度）、令和12年度（2030年度）から令和14年度（2032年度）の3年間ごとに見直し・改訂を行います。

また、社会情勢や制度改正、各分野の施策の進捗状況等を踏まえ、計画期間の中間年にあたる令和11年度（2029年度）を目途に、必要に応じて本計画の一部見直しを行います。

●計画の期間

	令和 9年度 (2027年度)	令和 10年度 (2028年度)	令和 11年度 (2029年度)	令和 12年度 (2030年度)	令和 13年度 (2031年度)	令和 14年度 (2032年度)	令和 15年度 (2033年度)	令和 16年度 (2034年度)	令和 17年度 (2035年度)
総合計画									
	第5次計画				第6次計画				
(仮称) 総合福祉計画	第1次計画						第2次計画		
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第8期計画・第4期計画			第9期計画・第5期計画			第10期計画・第6期計画		
介護保険事業計画	第10期計画			第11期計画			第12期計画		
こども・若者輝く 未来プラン 「あしや」									
健康づくりプラン あしや									

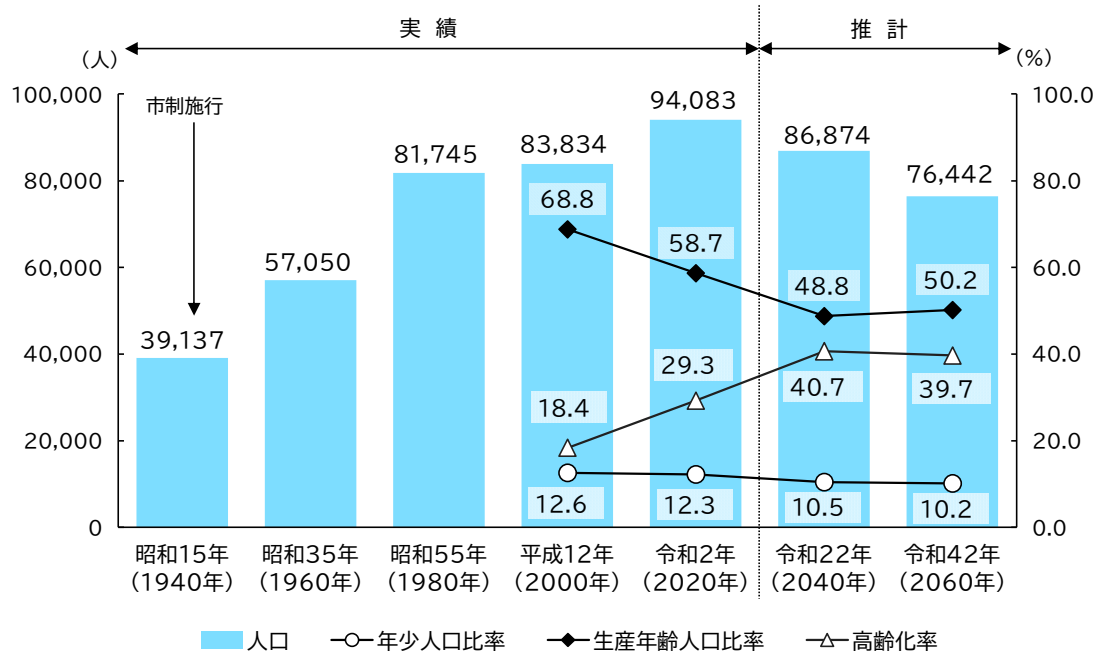
第2章 芦屋市の福祉を取り巻く現状と課題



1 統計データからみる現状と課題

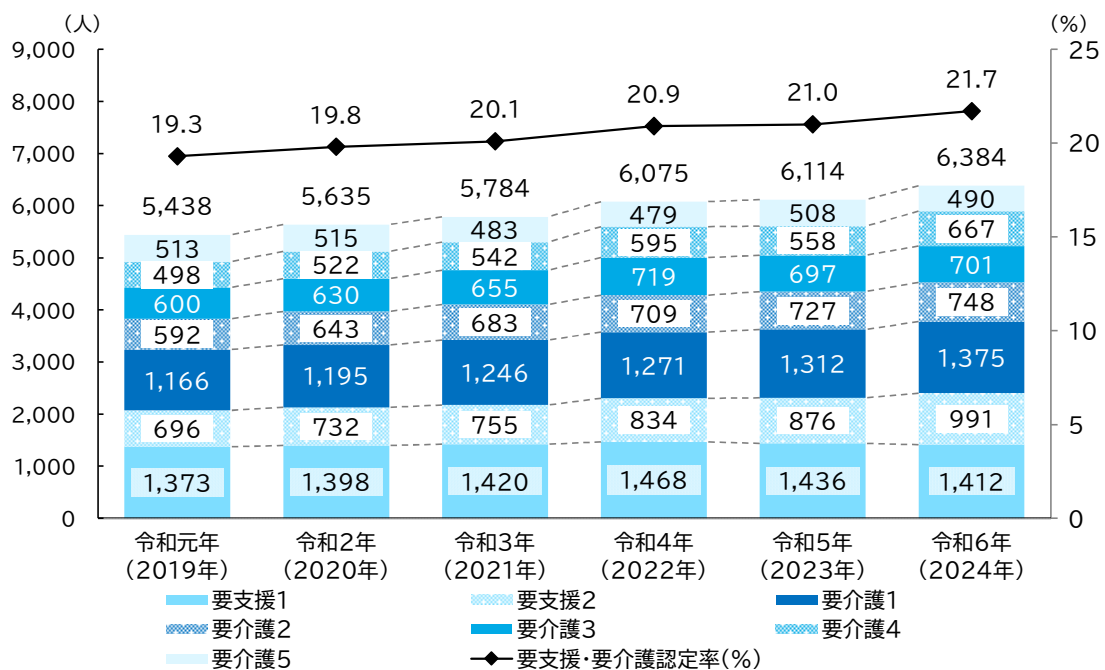
芦屋市の人口は、平成27年（2015年）の95,350人をピークに、今後は減少傾向で推移することが見込まれています。年齢構成をみると、年少人口比率と生産年齢人口比率は低下傾向にある一方、高齢化率は当面の間、上昇が続く見込みです。

●人口の推移と推計

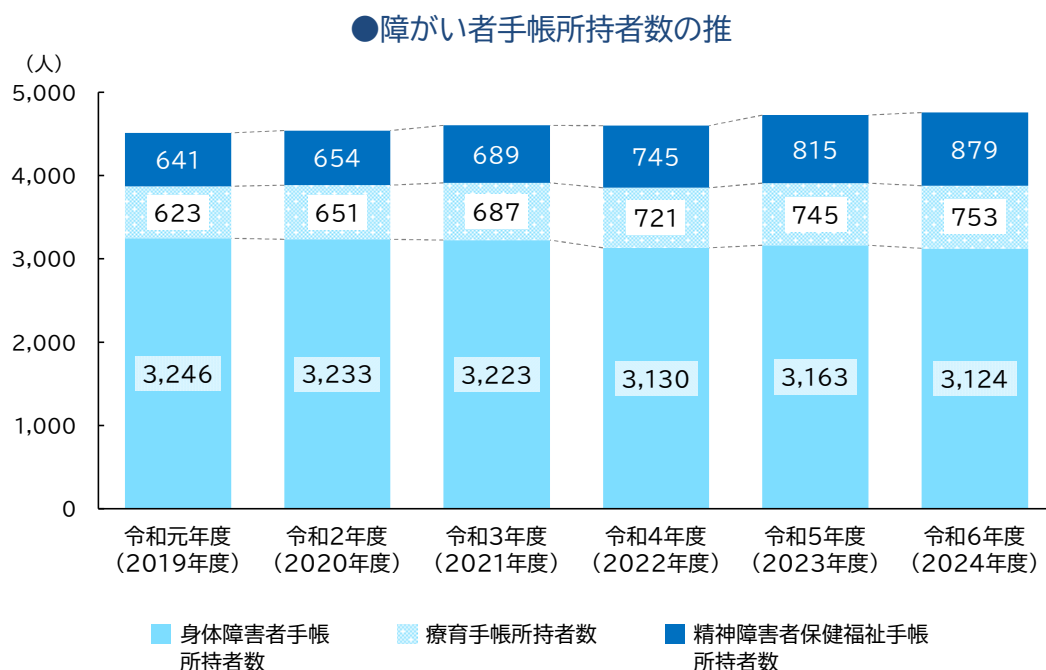


要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、認定率も上昇しています。今後、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、介護予防、認知症の人への支援、在宅生活支援に加え、家族介護者支援や地域での見守り、相談支援との連携が必要です。

●要支援・要介護認定者数・認定率の推移

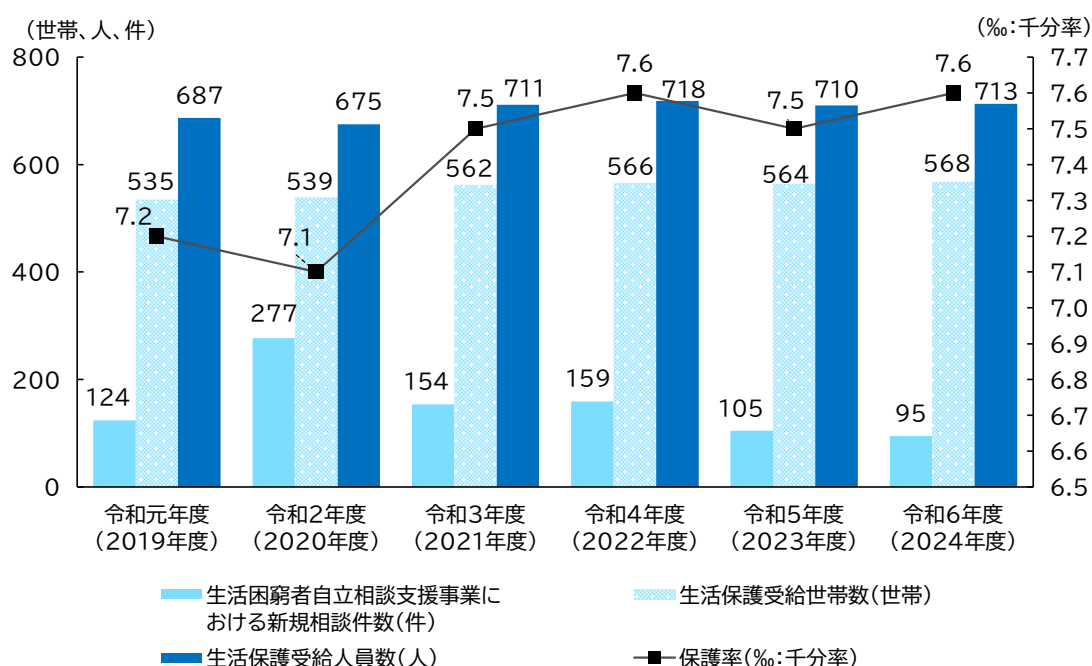


障がいのある人の状況をみると、身体障害者手帳所持者数はおおむね横ばいで推移している一方、療育手帳所持者数や精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。障がいの特性やライフステージに応じた相談支援、地域生活支援、就労・社会参加支援、意思疎通支援などの取組を、関係機関が連携しながら進めることが求められます。



生活困窮者自立相談支援事業における新規相談件数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた時期に増加した後、近年は減少しています。一方、生活保護受給世帯数・人員数・保護率は、年度による変動はあるものの、5年前より増加しています。生活課題が複雑化・複合化する中で、早期相談、世帯全体への支援、多機関連携による包括的な支援体制の充実が必要です。

●生活困窮者自立相談支援事業における新規相談件数・生活保護受給世帯数等の推移



2 国の動向

近年、国においては、地域共生社会の実現に向けて、分野を問わない包括的な相談支援や多機関連携、社会参加、地域づくりを推進する重層的支援体制の整備が進められています。また、認知症施策、権利擁護、孤独・孤立対策、居住支援、障がいのある人の情報取得・意思疎通支援、福祉人材の確保など、地域福祉・障がい福祉・高齢福祉に共通する課題への対応も強化されています。

本計画では、こうした国の制度・施策の動向も踏まえながら各分野の取組を一体的に整理し、分野を超えた連携により、地域で安心して暮らし続けられる支援体制づくりを進めます。

●近年の関連する法制度・計画等の主な動き

年	法制度・計画等
令和3年(2021年)4月	社会福祉法改正による重層的支援体制整備事業の創設
令和4年(2022年)3月	第二期成年後見制度利用促進基本計画
5月	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行
令和5年(2023年)4月	こども基本法施行・こども家庭庁設置
令和6年(2024年)1月	共生社会の実現を推進するための認知症基本法施行
4月	孤独・孤立対策推進法施行 障害者総合支援法等の改正施行
12月	認知症施策推進基本計画策定
令和7年(2025年)4月	生活困窮者自立支援法等の改正施行
6月	手話に関する施策の推進に関する法律施行
10月	改正住宅セーフティネット法施行 新たな障がい福祉サービスとして就労選択支援の開始
令和8年(2026年)4月	高次脳機能障害者支援法施行
6月	改正民法の成立(成年後見制度の終身利用を見直し) 社会福祉法改正(地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充など)

3 各分野における前計画の取組や課題

本市ではこれまで、地域福祉、障がい福祉、高齢福祉の各分野において、それぞれに定める計画に基づき、相談支援、権利擁護、地域生活支援、社会参加、地域づくり、介護予防、福祉サービスの提供体制の確保など、幅広い取組を進めてきました。

一方で、支援を必要とする人や世帯の課題は複雑化・複合化している場合もあり、制度ごとの対応だけでは十分に支えることが難しいこともあります。

各分野の取組を継続・充実させるとともに、権利擁護、包括的相談支援、福祉人材・事業者支援、社会参加、地域づくり、地域生活支援を分野横断で整理し、市民、地域団体、関係機関、福祉事業者、行政等が連携しながら、一体的に取組を進めていく必要があります。

分野	前計画の主な取組や課題
地域福祉	第4次地域福祉計画 重層的支援体制整備事業の推進を中心に、総合相談窓口による困りごとに寄り添う相談支援の実施や総合相談連絡会、多機関協働支援会議などを通じた、複合的な課題や制度の狭間の課題などの解決に向けた関係機関の連携強化に取り組みました。また、権利擁護支援センターを中心とした権利擁護支援、保健福祉センターを活用した地域づくり、居場所づくり、就労体験、地域支え合い推進員による地域活動支援、地域活動ネットワークの検討など、参加支援、地域づくりを意識した取組を進めてきました。 一方で、相談窓口や制度を知らない市民への周知、自ら助けを求められない対象者や潜在的な支援ニーズを抱える対象者への対応、地域活動者の広がり、地域住民と専門職が協働する場づくりや地域活動のネットワークづくりのあり方などが課題となっています。
障がい福祉	障がい者(児)福祉計画第7次中期計画、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 障がい者相談支援事業や障がい者基幹相談支援センター等を通じた相談支援体制の充実、障がい福祉サービスの提供、障がいのあるこどもへの支援、障がいのある人への就労支援、障がい理解や合理的配慮の啓発(合理的配慮提供支援助成事業、みんなにやさしいお店登録事業)などを進めてきました。 一方で、在宅支援、家族介護者のレスパイト、就労支援等のニーズの高まりに伴う安定的な相談支援体制や地域生活を支えるサービス提供体制の確保、障がいのある人やその家族等の高齢化など他分野と複合化する状況への対応、親亡き後も見据えた障がいのある人の将来の備えへの支援強化、地域のつながりが希薄化するなかでの支援や支え合いなどが課題となっています。
高齢福祉	第10次すこやか長寿プラン21(第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画) 高齢者生活支援センターの体制整備、相談支援窓口の周知、重層的支援体制整備事業との連携、在宅医療・介護連携、認知症施策、介護予防、地域での見守り、社会参加・生きがいづくり、緊急・災害時の支援などに取り組みました。高齢者生活支援センターの増設(打出浜圏域)や認知症相談体制の整備、認知症サポーター養成、見守り・SOS ネットワーク、地域支え合いの取組などを通じて、地域で高齢者を支える仕組みづくりを進めてきました。 一方で、高齢者人口の増加や相談内容の複雑化により、高齢者生活支援センターをはじめとする相談支援機関やケアマネジャー等には、より多様な生活課題への対応が求められており、支援体制の持続可能性、アウトリーチ支援、介護人材の確保、家族介護者への支援、地域活動の継続支援などが課題となっています。

4 各調査結果等からみる現状と課題

本計画の策定にあたっては、各分野においてアンケート調査や市民参加型ワークショップ（市民会議）、関係団体へのインタビュー等を実施し、現状やニーズ、それぞれの主体が抱える課題の把握に努めました。その結果を抜粋し、本市の福祉における総合的な課題として3つに整理しました。

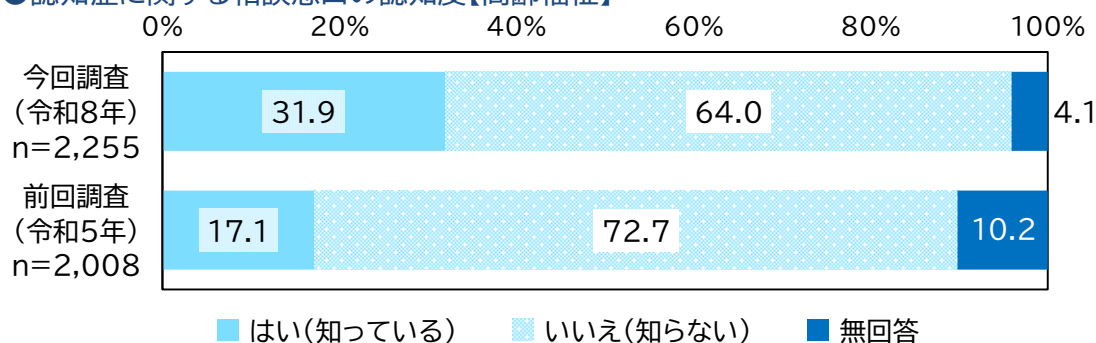
課題① 必要な支援や制度につながりにくい

障がいのある人や認知症の人、判断や手続きに支援が必要な人を含むすべての市民が、地域で安心して暮らし続けるためには、本人の思いや希望を大切にしながら、必要な支援につなげることが重要です。市民会議では、さまざまな立場の人の孤立の状況や、相談窓口の分かりにくさ、必要な情報が届きにくいことも課題として挙がっていました。

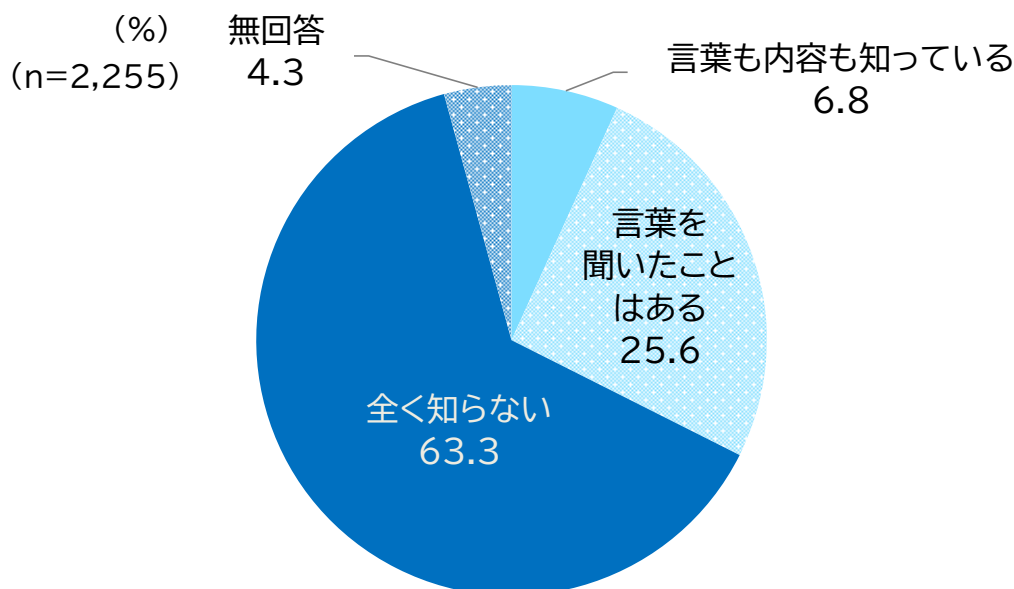
アンケート調査結果からは、認知症に関する相談窓口や「新しい認知症観（認知症になってからも、一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方）」、成年後見制度、権利擁護支援センター、障がい者虐待防止センターなどの権利擁護に関する取組について、十分に知られていない状況がみられます。また、障がいのある人の中には、家族以外で頼れる人がいない人や、差別・偏見を受けた経験がある人もいます。

今後は、制度や相談窓口の周知、認知症や障がいへの理解促進、本人の意思を尊重した支援を進める必要があります。

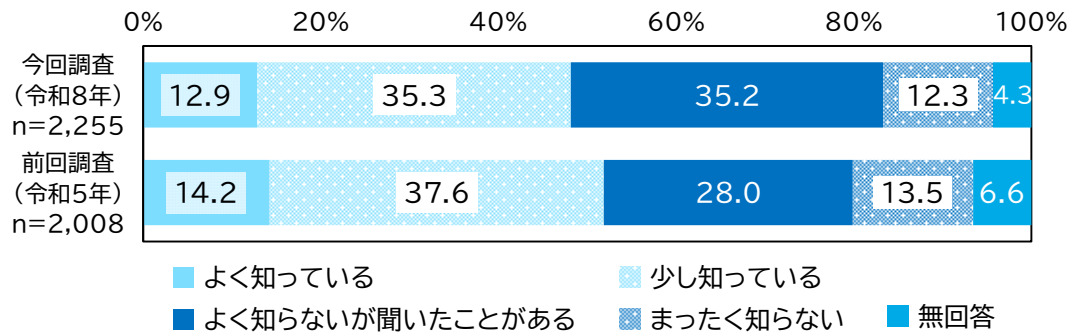
●認知症に関する相談窓口の認知度【高齢福祉】



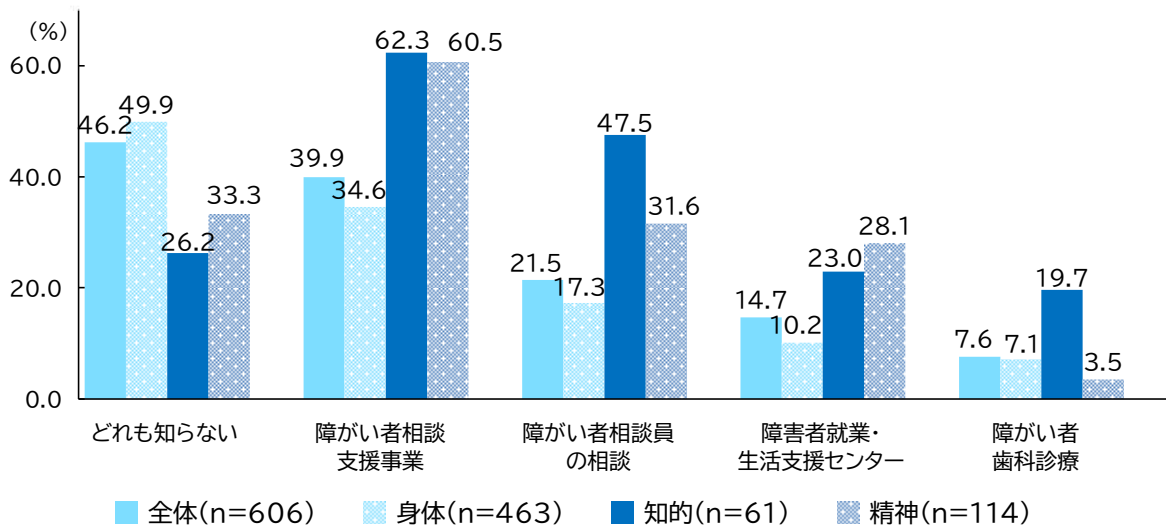
●新しい認知症観の認知度【高齢福祉】



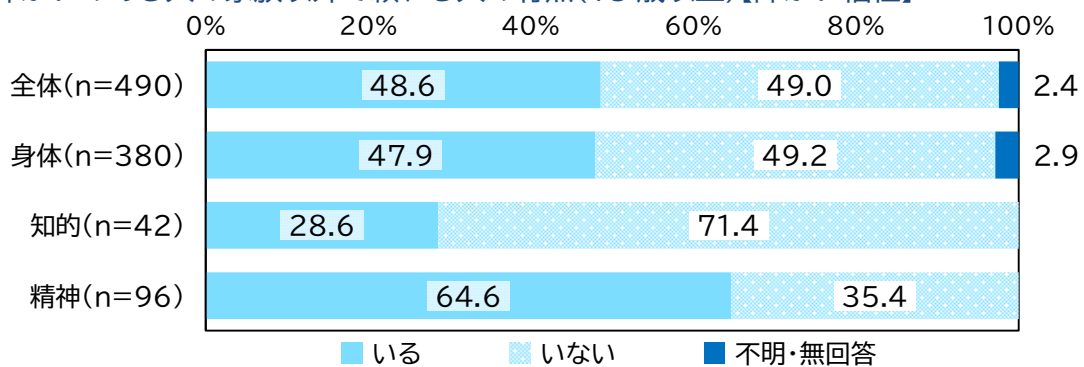
●成年後見制度の認知度【高齢福祉】



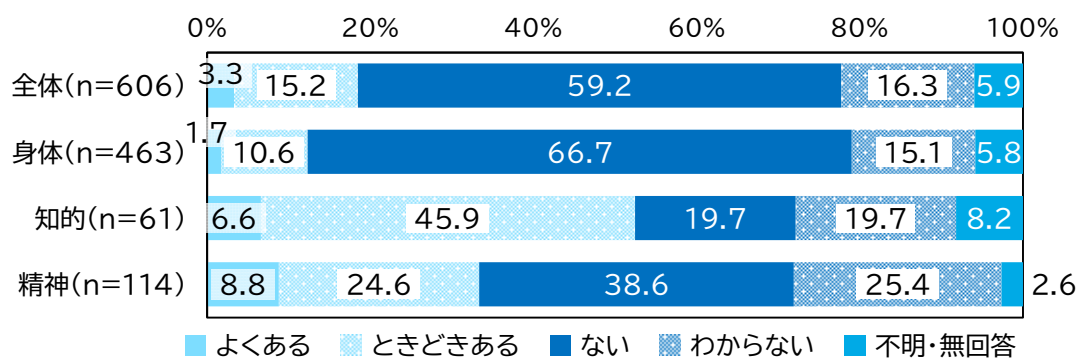
●障がいに関する相談窓口・機関・事業等の認知度(18歳以上・上位5項目)【障がい福祉】



●障がいのある人の家族以外で頼れる人の有無(18歳以上)【障がい福祉】



●差別・偏見を受けた経験(18歳以上)【障がい福祉】



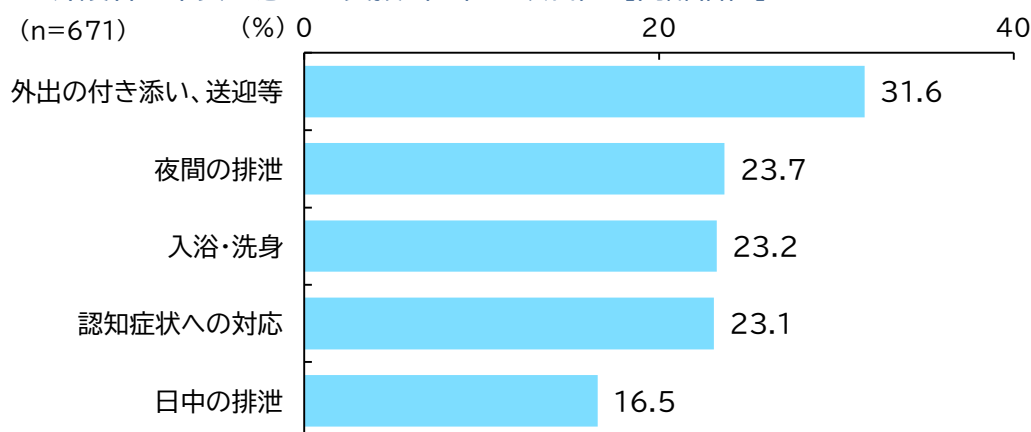
課題② 複雑化・複合化した困りごと、本人や家族だけでは抱えきれない困りごとがある

暮らしの困りごとは、一人だけの問題ではなく、他の家族や介護者など、同じ世帯の中で重なり合っている場合があります。このため、障がい、高齢、介護、生活への不安、住まいのことなど、複数の課題を抱える相談に対しては、本人だけでなく世帯全体を見て、課題に気づき、支えることが大切です。市民会議では、あいさつが少ない、気軽に声をかけにくいといった地域の雰囲気、助けを求める時の難しさにつながり、困りごとを抱える人が周りから見えにくくなっているという意見もみられました。

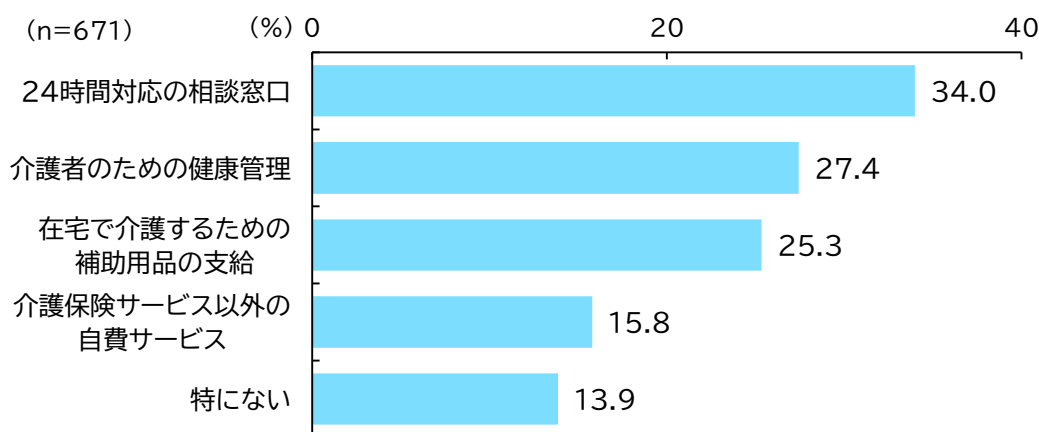
アンケート調査結果からは、介護が必要な人を支える家族や介護者は、家事、外出の付き添い、通院、手続きなど、日常生活のさまざまな場面で負担を抱えており、介護者に対する支援も重要であることがわかります。障がいのある人や障がいのあるこどものいる世帯においても、将来の生活や住まいのこと、介護者の健康に対する不安がみられます。

今後は、困りごとにいち早く気づくことができる仕組みや、早めに相談できる窓口の周知、世帯全体を受け止める相談支援、家族介護者や養護者への支援を進めることが重要です。さらに、これらの支援を担う福祉人材や事業者を支える取組もあわせて進めることが大切です。

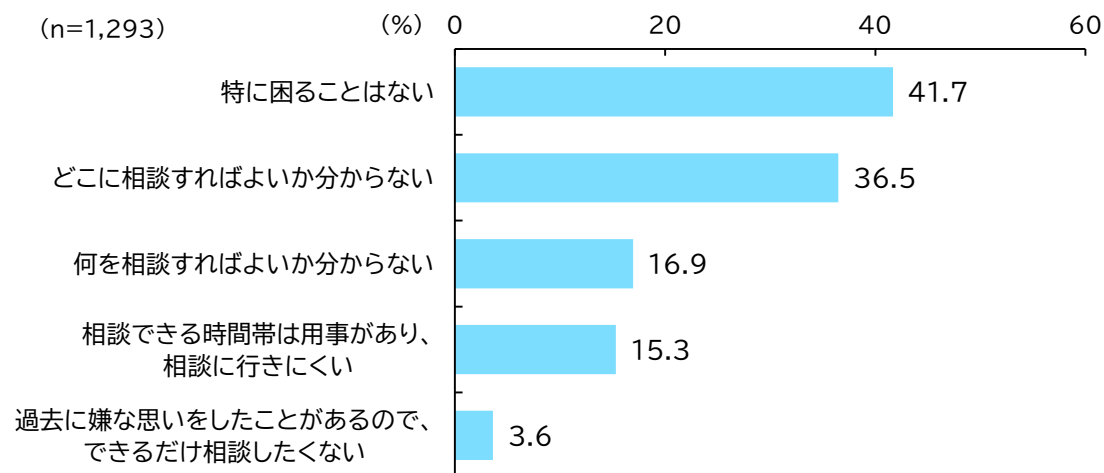
●主な介護者が不安に感じる支援（上位5項目）【高齢福祉】



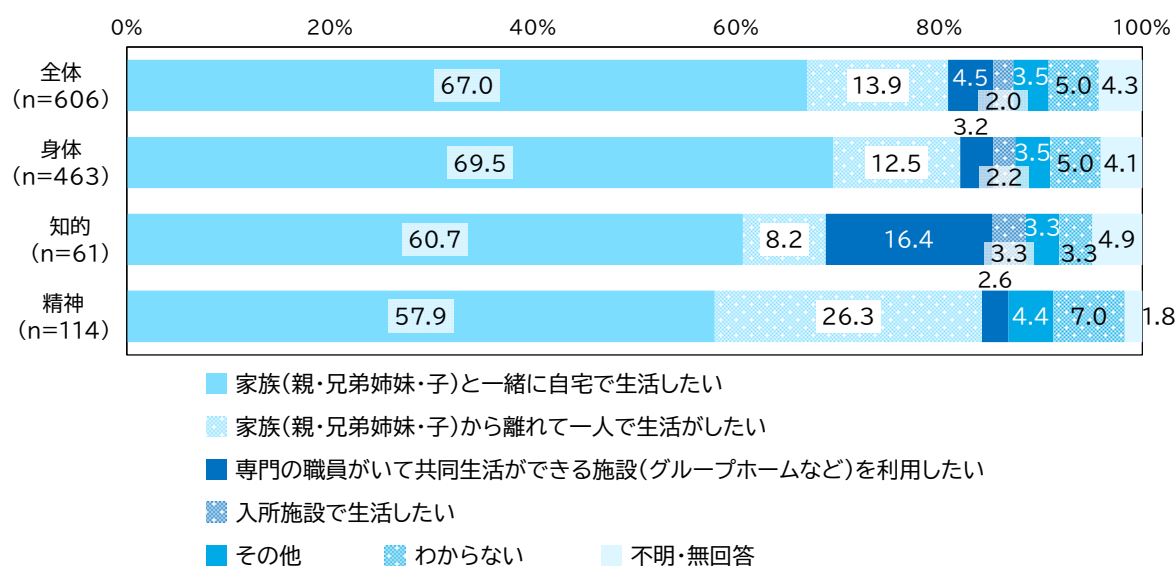
●主な介護者が必要と感じる支援（上位5項目）【高齢福祉】



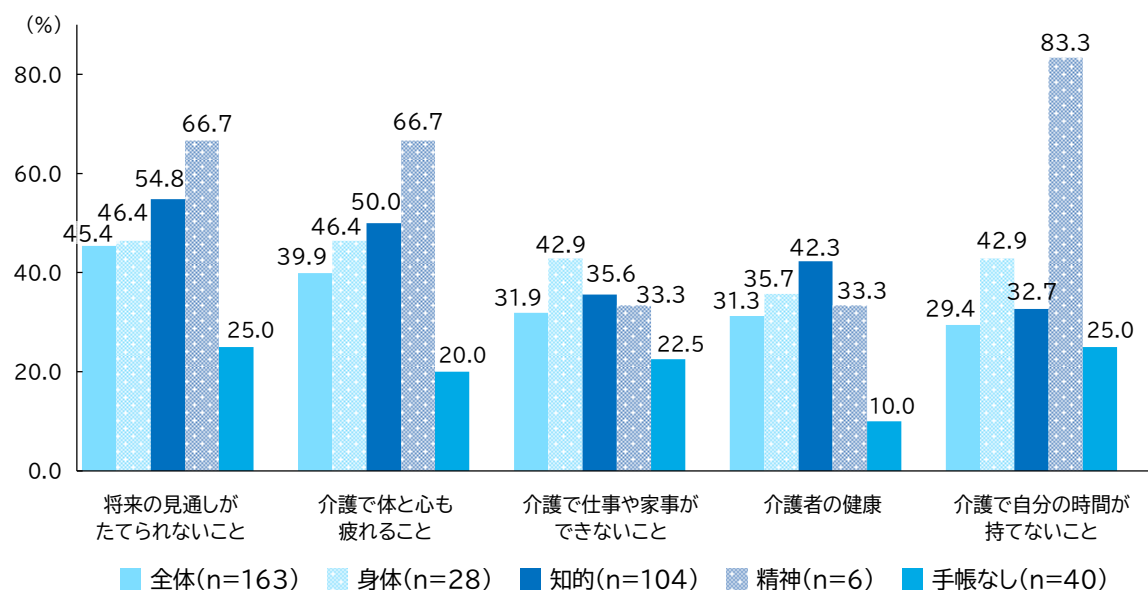
●相談するときに困ること（上位5項目）【地域福祉】



●将来生活してみたい場所(18歳以上)【障がい福祉】



●介護するうえで困っていること・不安なこと(18歳未満・上位5項目)【障がい福祉】



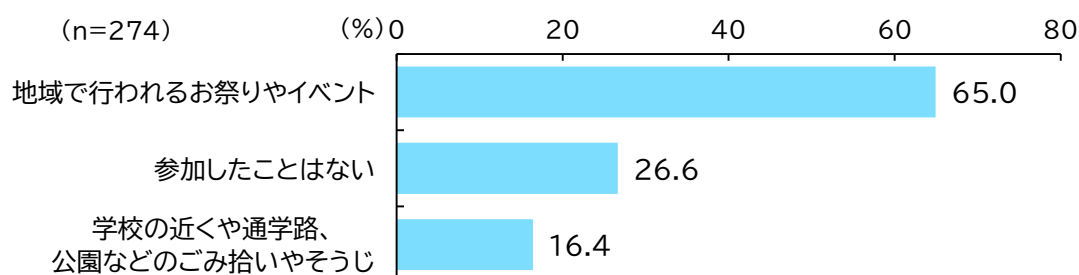
課題③ 地域とのつながりや参加の機会に地域差・個人差が生じている

誰もが地域の中で孤立せずに暮らしていくためには、年齢や障がいの有無にかかわらず、外出したり、人とつながったり、地域に参加できる環境づくりが大切です。市民会議では、地域には「芦屋愛」が強い人が多い一方で、地域のつながりや近所づきあいには地域差や個人差があること、また、多世代が自然に交流できる場が少なく、場を用意するだけでなく「人をつなぐ仕組みや人」が必要だという意見も挙がっていました。

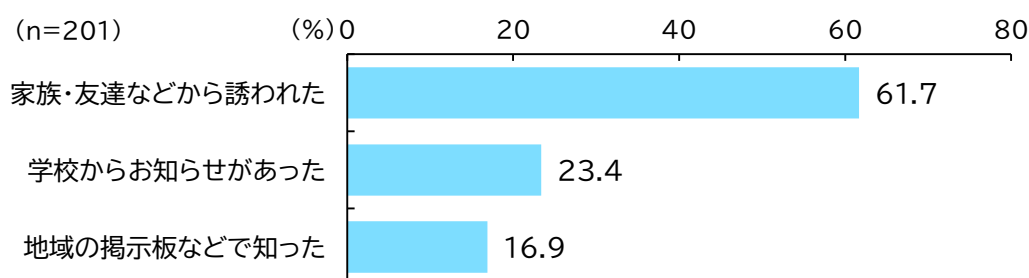
アンケート調査結果をみると、若い世代では地域のお祭りやイベントには参加しており、参加のきっかけは家族や友人からの誘いが中心となっています。高齢者では年齢が上がるにつれて体の不調などから外出や地域活動への参加が難しくなり、閉じこもりの傾向が上昇しています。障がいのある人では、外出時の不安を抱えている人や、家族以外に頼れる人がいない人もいます。

今後は、誰もが気軽に参加できる場や居場所づくり、参加につながる情報発信、移動や外出への支援、地域活動を支える環境づくりを進める必要があります。また、障がいのある人や高齢者が、支援を受けるだけでなく、地域の中で役割を持ったり、つながりを広げられたりできるような取組も大切です。

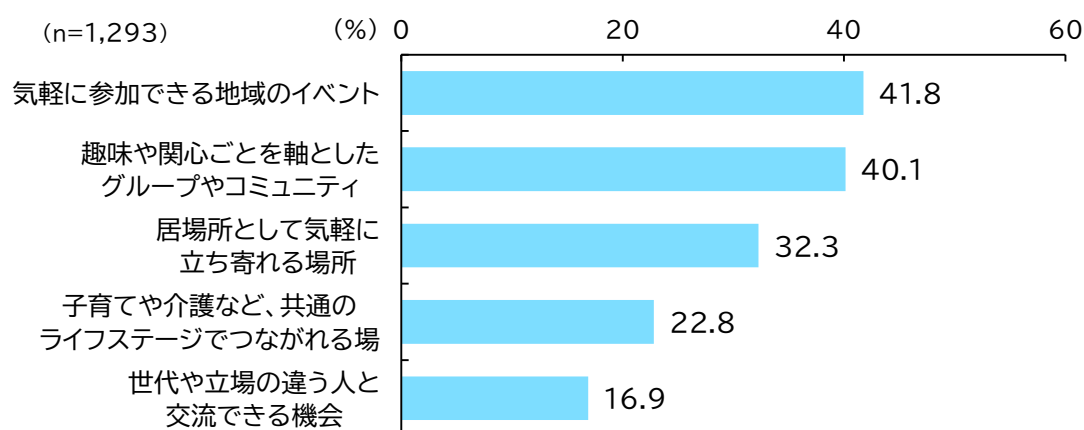
●若者の地域活動への参加状況(上位3項目)【地域福祉】



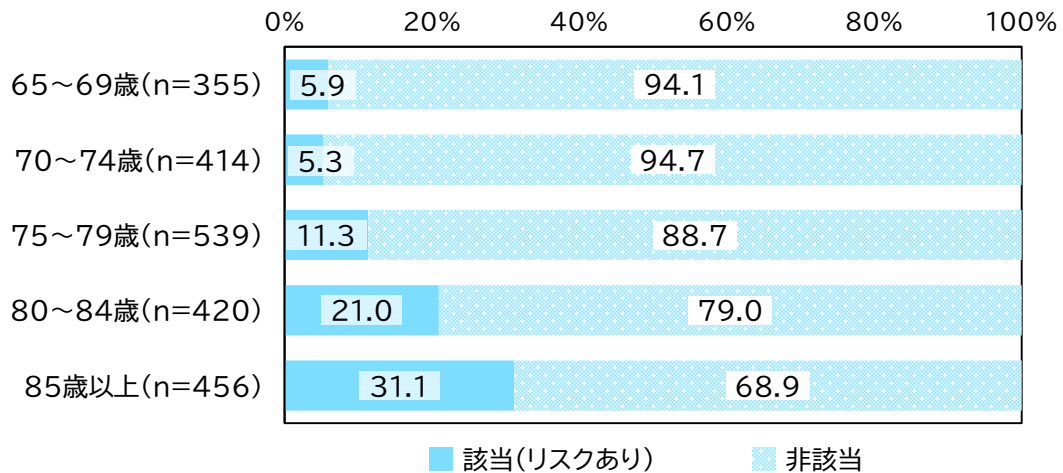
●若者の地域活動への参加のきっかけ(上位3項目)【地域福祉】



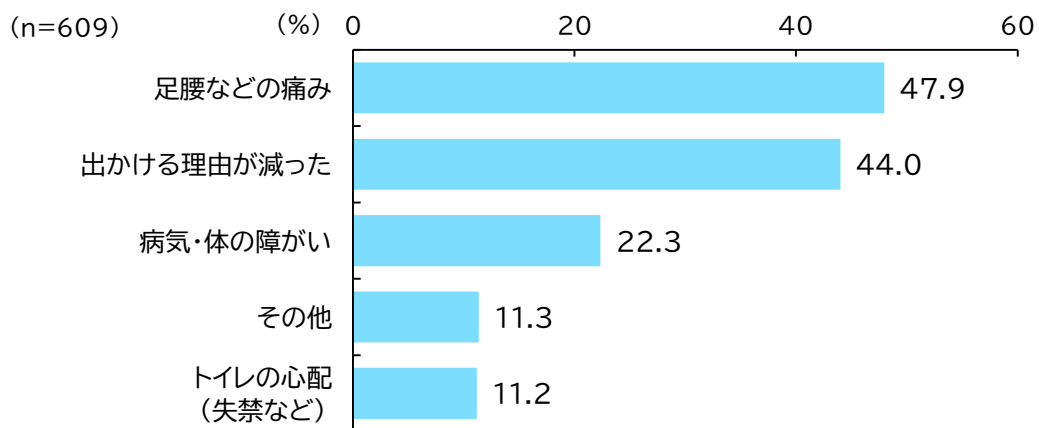
●人のつながりを増やすために必要なこと(上位5項目)【地域福祉】



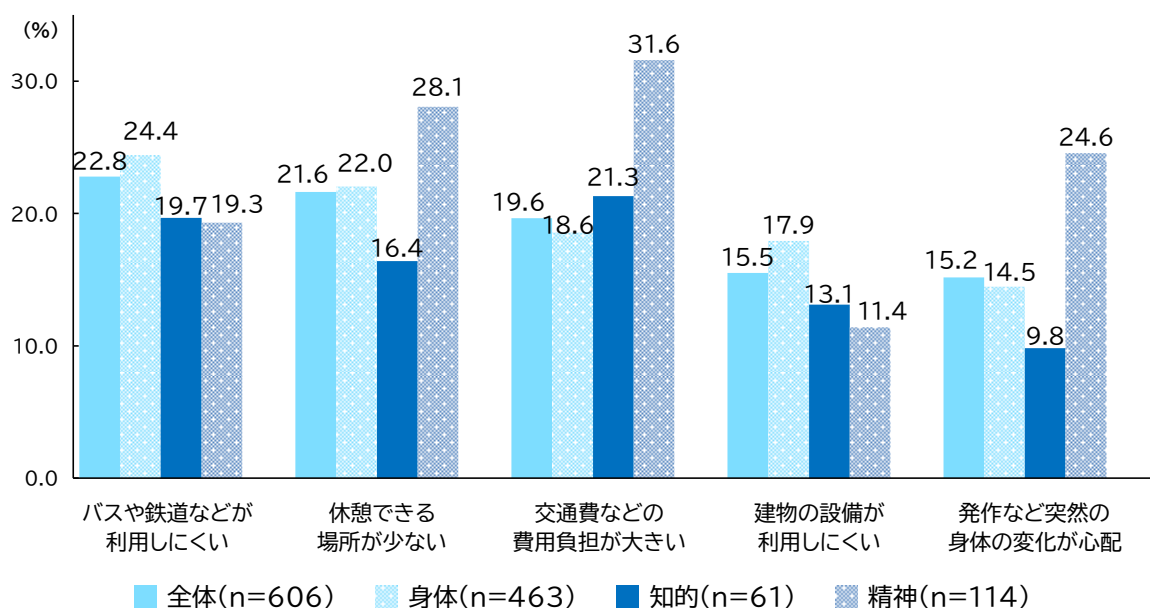
●高齢者の閉じこもり傾向【高齢福祉】



●外出が減った理由（上位5項目）【高齢福祉】



●外出時に困ったり、心配になったりすること（18歳以上・上位5項目）【障がい福祉】



第3章 計画の理念と推進の戦略



1 基本理念

かなえる自分らしさ つながる地域 ひろがる安心

- ・ 年齢、障がいの有無、生活状況等にかかわらず、本人の意思や希望が尊重され、それぞれが役割を持って暮らすことができる自分らしい生活
- ・ 市民、地域団体、福祉事業者、企業、関係機関、行政等が、分野や立場を超えてつながり、支え合う地域
- ・ 誰ひとり、どの家庭も取り残されることなく、相談、見守り、サービス提供、住まい、防災などの切れ目のない支援で、安心して暮らし続けられるまち

これらを実現することを本計画の基本理念として定めます。

2 推進体制

本計画は、地域福祉、障がい福祉、高齢福祉に関する取組を一体的に推進する計画であり、福祉以外の幅広い分野とも相互に連携して進める必要があります。庁内連携はもとより、市民や地域団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉事業者、こども・医療・介護・障がい福祉等の関係機関、教育・防災・住まい等の関連分野の主体とも連携しながら、地域共生社会の実現に向け、施策を展開していきます。

また、本計画では関係機関や庁内関係課が共通の方向性を持って取り組むための中核となるプロジェクトとしてコア・プロジェクトを定め、その実践を通じて得られた成果や課題を各施策にも波及させることで計画全体の実効性を高めます。

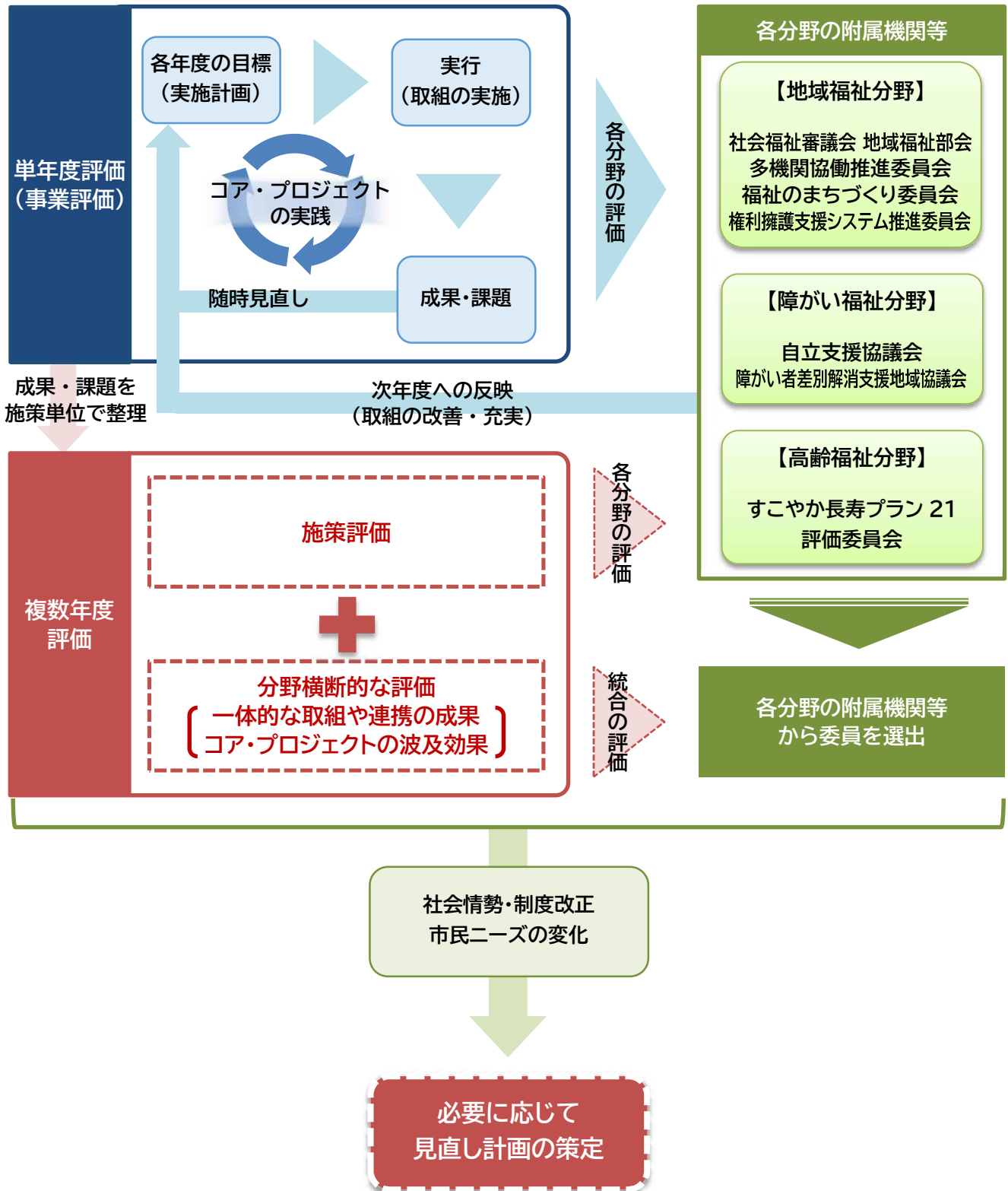
3 推進の戦略

計画の進捗管理は、PDCA サイクルの考え方を基本に取組の実施状況や主な成果、課題等を整理したうえで、必要に応じて各附属機関等で報告・点検を行い、施策の推進につなげることを基本とします。

特に、本計画においては6つの目標を掲げ、目標につながる取組を着実に進めるとともに、分野横断で取り組むコア・プロジェクトの実践を通じて、関係施策へも波及させ、計画全体への改善にもつなげることで、実効性の向上を企図します。

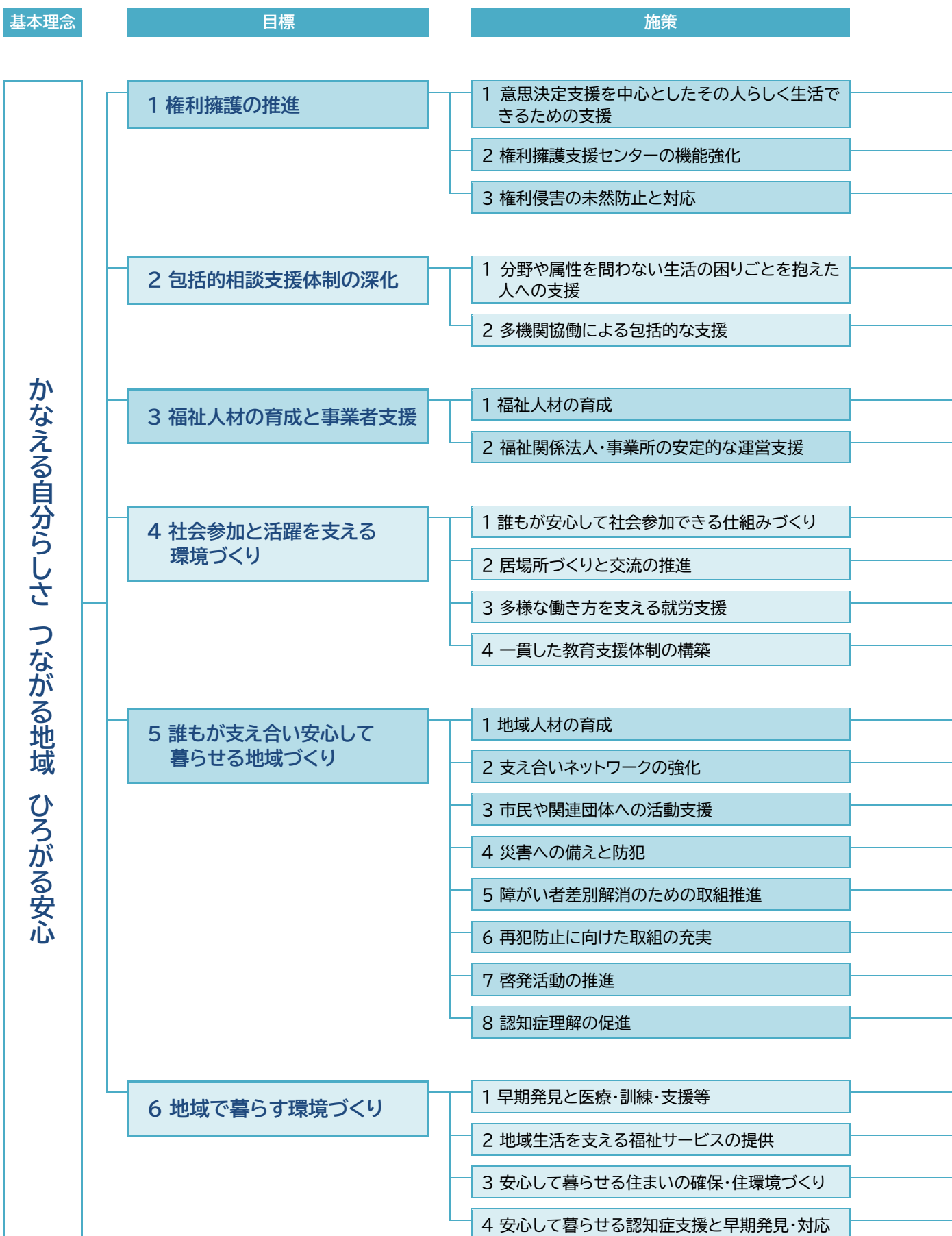
計画期間中は、社会情勢や市民ニーズの変化、各種制度の改正などを踏まえ、施策の方向性や取組内容を確認しつつ、中間年度には別冊として整理する「介護保険事業計画」及び「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を見直すとともに、その状況等を踏まえ、必要に応じて計画内容の一部見直しも行います。また、最終年度には計画全体の総括評価を行い、次期計画の策定につなげます。

●推進のイメージ図



4 施策体系

本計画では、基本理念「かなえる自分らしさ つながる地域 ひろがる安心」の実現に向けて6つの目標を設定し、目標の達成に向けた施策を進めていきます。



取組

1 意思決定支援の仕組みづくり／2 権利擁護に関する地域連携ネットワーク強化
3 改正後の成年後見制度や福祉サービス利用援助事業等の周知・利用促進

1 権利擁護支援センターを中心とした関連機関の連携充実／2 権利擁護の推進と周知啓発

1 虐待への対応と支援／2 虐待の早期発見・防止と権利擁護への理解の促進

1 世帯全体への包括的な支援の実施／2 生活困窮者自立支援の推進／3 介護者・養護者への支援

1 多機関協働による支援体制の強化／2 保健福祉センターの相談支援の機能強化
3 切れ目のない医療と介護の提供体制の構築
4 障がいのある人の介護保険制度への円滑な移行支援／5 課題の集約・整理と解決検討

1 支援者の人材育成／2 専門職への支援強化

1 法人への指導を通じた公益的活動の強化／2 業務効率化の支援／3 人材確保の取組

1 本人のペースに合わせた社会参加支援
2 ユニバーサルデザインやバリアフリーの視点を取り入れた社会参加につながるまちづくりの推進
3 合理的配慮の提供の取組推進、障がいの有無に関わらない社会参加の場の整備
4 意思疎通支援施策(手話施策等)の推進／5 認知症の人の社会参加の推進

1 多様な人が交流できる居場所の支援と周知／2 生きがいづくり・生涯学習の推進

1 多機関との連携による段階的な就労支援の検討・創出／2 障がいのある人の就労機会の確保
3 高齢者の多様な就労機会の拡充

1 共に学び育つインクルーシブ教育・保育の推進

1 ボランティアやサポーターの推進・育成／2 福祉の担い手や様々な団体による見守り活動などの支援

1 地域づくりのための協働ネットワークの再構築
2 地域支え合い推進員と関係機関等との連携による活動支援
3 「こえる場！」による企業・団体の交流と連携推進／4 保健福祉センターにおける市民活動支援の強化

1 関係団体への支援／2 市民による活動の立ち上げや参加の支援

1 地域における防災体制の強化／2 地域づくりにつながる要配慮者支援の取組促進
3 防災力強化に向けた連携の推進／4 特殊詐欺などの犯罪や消費生活トラブルの被害防止

1 障がい者差別解消支援地域協議会、誰もが共に暮らせるまち条例に関する取組の推進

1 保護司会・更生保護女性会や学校園等との連携による取組の推進
2 “社会を明るくする運動”を通じた再犯防止への関心・理解の深化

1 福祉に関する情報発信の充実／2 学校園・保育所等や地域と連携した福祉学習の実施

1 認知症の理解を深める普及啓発

1 総合事業の推進／2 障がいの原因となる疾患予防と障がいの早期発見・対応／3 医療・療育の充実

1 安心して生活できる体制の確保／2 障がい福祉サービス及び介護保険サービスの提供／3 地域生活支援拠点の充実

1 多様な住まいの情報の提供・支援／2 市営住宅の充実／3 バリアのない住環境整備への支援

1 認知症・若年性認知症への支援／2 認知症・若年性認知症の早期発見・早期対応

第4章 施策の展開



目標1 権利擁護の推進

課題と方向性

ポイント

- 頼れる身寄りがいない人への支援
- 新たな成年後見制度への対応と周知
- 複合的な課題や孤立を背景とした虐待

- ★意思決定支援を中心とした取組
- ★権利擁護支援センターを中心とした地域の支援体制の強化
- ★権利侵害の防止

1 福祉施策の動向と課題

権利擁護支援は、認知症高齢者や障がいのある人など、判断能力に不安がある人々の尊厳を守り、「自分らしい生活の継続と地域社会への参加を図る」ための共通基盤として重要性が増大しています。全国的にも親族や頼れる身寄りがいない高齢者・障がいのある人の増加に伴い、本人の財産管理及び施設入退所契約や介護サービスの契約などの身上保護を担う親族後見人の選任が困難となる人の増加が顕著で、市町村長による成年後見開始の申立て件数が全国的に増加傾向となっています。

これを受け、国は成年後見制度利用促進基本計画に基づき、後見制度利用者の意思決定支援を尊重し、地域社会での包摂を目指しており、本人が自己決定を実現できるよう支援することが求められています。また、成年後見制度については、必要性に応じた利用や終了の仕組みなど、より本人の意思や状況に合った制度への見直しが進められており、制度利用の開始前・利用中・終了後を通じた支援のあり方が課題となっています。

さらに、世帯における課題の複雑化・複合化が進む中で、高齢者や障がいのある人等への虐待問題は依然として深刻です。8050 問題、ヤングケアラー、ダブルケアといった世帯における複合的課題や孤立が背景にある場合も多く、分野の垣根を越えた多角的な予防と早期発見のためのアプローチが課題であり、権利擁護支援センターを核として連携・協働を強化することが権利侵害の未然防止と早期対応に不可欠です。

2 取り組む方向性

権利擁護支援センターを中心に、重層的支援体制整備事業とも連携することで、障がい、高齢、こども、生活困窮といった分野を横断した権利擁護支援を展開します。本人の意思決定支援を重視する支援基盤を構築し、虐待や権利侵害の未然防止、早期発見、早期支援を推進することで、地域全体が権利擁護を「我が事」として取り組むべき共通のテーマであるという認識を醸成し、持続可能な権利擁護支援体制を目指します。

また、増加する成年後見制度のニーズに対し、制度の普及啓発及び市民後見人を含む多様な担い手の育成を強化することで、地域の権利擁護支援力を高め、支援ネットワークの構築に取り組みます。さらに、制度や相談窓口の認知が十分でない人にも情報が届くよう、分かりやすい周知と早期相談につながる仕組みづくりを進めます。

※ 現在、成年後見制度利用促進専門家会議にて、国の次期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むべき内容が議論されており、令和8年12月目途に取りまとめられる予定です。
その詳細が示されたのちに本計画に反映するため、今後変更が生じる見込みです。

1-1 意思決定支援を中心としたその人らしく生活できるための支援＜成年後見制度利用促進計画＞

1-1-1 意思決定支援の仕組みづくり 【地域、障がい、高齢】

人生の最終段階において、本人の尊厳と自己決定が尊重されるよう、本人が望む医療やケアについて、あらかじめ考え、家族や医療・介護関係者等と話し合い、共有する取組である「ACP（アドバンス・ケア・プランニング/人生会議）」の普及啓発を推進します。また、福祉関係機関や、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職との連携を図りながら、将来の意思決定を支える相談窓口の周知を進めるとともに、相談支援ネットワークの構築に取り組みます。

あわせて、障がいのある人の「親亡き後」に考えられる生活の選択肢など、将来の備えに必要な情報の発信などに取り組み、一人ひとりの将来への備えを支援します。

1-1-2 権利擁護に関する地域連携ネットワーク強化 【地域、障がい、高齢】

本人の意思決定が尊重され、支援を必要とする人が住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるよう、権利擁護支援センターを中心に関係機関等との連携を深め、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援を必要とする人の早期把握や必要な支援につながる地域連携ネットワークの強化を図ります。また、成年後見制度を利用する本人を支えるため、後見人等（親族・専門職）と、ケアマネジャー、相談支援専門員等の支援者が集まる支援者会議を積極的に実施し、情報の共有と多機関協働による連携を図ります。加えて、改正後の成年後見制度を見据え、後見の利用終了後においても本人の権利擁護支援が途切れることのないよう、地域での生活を支える体制のあり方について検討を行います。

1-1-3 改正後の成年後見制度や福祉サービス利用援助事業等の周知・利用促進 【地域、障がい、高齢】

認知症や障がい等により日常生活を営む上で支援を必要とする人や、判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、改正後の成年後見制度をはじめ、社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用援助事業等の認知度向上を図り、支援を必要とする人の利用につなげていきます。

1-2 権利擁護支援センターの機能強化

1-2-1 権利擁護支援センターを中心とした関連機関の連携充実【地域、障がい、高齢】

権利擁護支援システム推進委員会を継続的に実施し、司法関係者を含む多職種連携による支援体制の検討を行います。また、成年後見制度の利用者に対する支援の質を確保するため、後見人等と本人を取り巻くケアマネジャー、相談支援専門員などの支援者との間で定期的な意見交換会や支援者会議を実施し、連携を促進します。

1-2-2 権利擁護の推進と周知啓発【地域、障がい、高齢】

権利擁護支援センターを、成年後見制度や地域における権利擁護事業の適切な利用の支援の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」として、権利を守る制度や相談窓口の周知、心のバリアフリーの普及啓発を行うとともに、成年後見制度の利用促進に関する相談及び本人の意思決定を尊重する支援の普及を推進します。また、介護サービス提供事業所や障がい福祉サービス提供事業所へ介護サービス相談員等を派遣し、利用者の日常的な不安等の解消を図るとともに、事業者等との橋渡しを行うことで、利用者の権利擁護や福祉サービスの質の確保・向上につなげていきます。

1-3 権利侵害の未然防止と対応

1-3-1 虐待への対応と支援【地域、障がい、高齢】

各虐待対応マニュアルに基づき、関係機関が連携し、迅速かつ適切に事案に対応し、再発防止に向けた支援計画の策定と、養護者への継続的な伴走型支援を行います。特に複合的課題が背景にある虐待事案については、権利擁護支援センター等とも連携し、多職種による組織的な支援を確実に実施します。

1-3-2 虐待の早期発見・防止と権利擁護への理解の促進【地域、障がい、高齢】

高齢者、障がいのある人、児童等の虐待に関する早期発見・早期支援に向け、民生委員・児童委員、福祉推進委員等の地域の身近な相談者や市民及び事業所を対象とした虐待防止・権利擁護に関する研修を継続して実施します。また、権利擁護支援者養成研修等を通じて、地域での権利擁護の理解促進を図ります。

目標2 包括的相談支援体制の深化

課題と方向性

ポイント

■世帯内での複合化・複雑化した課題
■制度の狭間に起因する問題
■重層的支援体制の進展

★本人と世帯全体を包括的に捉えた支援の推進
★多機関の連携強化と協働による包括的な支援の充実

1 福祉施策の動向と課題

要支援・要介護認定者の総数は年々増加しており、本市においても令和8年3月末時点で認定率（第1号被保険者）は22.1%に達しています。

また、障がいのある人の権利擁護と共生社会の実現は、国連の障害者権利条約の理念に基づき、喫緊の課題となっています。全国的に療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者数が増加傾向にあり、本市でも同様の傾向が見られ、障がいの重度化・重複化など、支援ニーズの多様化が見られます。特に、保護者からは「親亡き後」の生活への強い不安が寄せられており、障がいのある人の将来の暮らしを見据えた相談支援体制の整備が重要課題となっています。また、障がいのある人に対する支援においては、ライフステージを通じた切れ目のない一貫した支援体制、特に教育（就学前・学校生活）から地域生活・就労への円滑な移行支援が求められています。

また、市民の困りごとの相談先は家族や親族、友人・知人など身近な人が中心となる一方で、どこに相談すればよいか分からない人もみられ、相談の入口を分かりやすくすることが課題となっています。加えて、生活困窮者、ヤングケアラー、頼れる身寄りがない高齢者等への支援など、分野をまたいだ相談支援の必要性も高まっています。

本市においては、重層的支援体制整備事業を令和4年度から本格的に実施し、多機関の協働による包括的な相談支援を推進してきました。しかし、複雑化・複合化した課題がある世帯を支援するためには、特定の対象者だけではなく、世帯丸ごとに対し地域での生活を多機関で支援する体制をさらに深化させる必要があります。

2 取り組む方向性

重層的支援体制整備事業も活用しながら、世帯全体に対して関係機関が連携・協働し、家族などのアセスメントを踏まえた介護者・養護者への支援も含む包括的な支援を行います。

また、市内の各相談支援窓口（障がい、高齢、生活困窮など）の連携を円滑化・強化するため、トータルサポート機能を活用し、複合化した課題を抱える世帯を「断らない」支援へと確実につなげることを目指します。あわせて、高齢者生活支援センターや障がい者基幹相談支援センター、保健福祉センターをはじめとする既存の相談拠点の機能を生かしながら、本人や家族が早めに相談できる分かりやすい相談体制を整えます。

さらに、在宅医療・介護連携支援センターを拠点として、多職種・多機関連携のもと、切れ目のない在宅医療・介護連携の提供体制の構築を目指します。特に、障がい・高齢の境界領域の支援については、グランドルールに基づき、円滑なサービス移行支援を推進します。

2-1 分野や属性を問わない生活の困りごとを抱えた人への支援

2-1-1 世帯全体への包括的な支援の実施【地域、障がい、高齢】

世代や分野をまたいで、世帯全体で複合的な課題を抱える事例が増加していることを踏まえ、各相談支援機関で受け止めた相談について、障がい、高齢、こども、生活困窮などの分野における専門的な視点を統合し、社会的孤立や世帯全体の課題など、分野や属性を問わない生活上の困りごとを幅広く受け止めながら、関係機関が連携・協働し、世帯全体を単位とした包括的な支援を行います。

2-1-2 生活困窮者自立支援の推進【地域】

生活困窮者自立相談支援事業を中心に、生きづらさや生活上の困りごとを抱える人に寄り添い、家計改善支援事業や、就労支援だけでなく社会参加への一歩を支える就労準備支援事業を、社会参加推進事業と一体的に推進します。あわせて、生活困窮世帯のこどもを対象とした学習・生活支援、保護者への養育支援を展開し、こどもの将来の自立につながる切れ目のない支援の充実を図ります。

2-1-3 介護者・養護者への支援【地域、障がい、高齢】

障がいのある人の生活を支えている家族などに向けても、障がい福祉サービスの利用や各種制度、サポートファイルといったツールの周知等を推進し、それぞれの家庭等の状況・ニーズに合わせた支援・サービスの提供等につなげるよう取り組みます。

2-2 多機関協働による包括的な支援

2-2-1 多機関協働による支援体制の強化 【地域、障がい、高齢】

複雑化・複合化する課題に対応するため、多機関協働・多職種連携を前提とした支援を行います。多機関協働支援会議をはじめとする様々な場を活用し、庁内外の関係機関との連携を深めるとともに、協働による課題解決を進め、包括的な支援体制を強化します。

2-2-2 保健福祉センターの相談支援の機能強化 【地域】

保健福祉センターには、暮らしの困りごとに対応する総合相談窓口をはじめ、高齢、障がい、こども・子育て、生活困窮などの各分野の相談支援機関が集約されています。この強みを生かし、分野を超えた専門機関同士の連携を深め、困りごとの早期把握と必要な支援へのつなぎを進めることで、相談支援体制の強化を図ります。あわせて、こどもから高齢者まで多様な世代が交流し、活動できる場として、誰もが気軽に立ち寄り、相談や交流、社会参加ができる福祉の総合拠点としての機能の充実を図ります。

2-2-3 切れ目のない医療と介護の提供体制の構築 【地域、障がい、高齢】

在宅医療・介護連携支援センターを継続して設置し、医療と介護の専門職間における相談支援や情報共有支援等を通じて、円滑な連携を推進します。また、芦屋多職種医療介護 ONE チーム連絡会における、在宅医療・介護の連携に関する課題の抽出や対応の検討、研修会の開催等により、医療・介護の連携体制の充実を図ります。また、障がいのある人が地域で安心して暮らし続けられるよう、施設や病院から地域生活への移行を支援する体制を強化します。

2-2-4 障がいのある人の介護保険制度への円滑な移行支援 【障がい、高齢】

障がいのある人が年齢等で制度や支援者が変わっても地域で安心して暮らすために、スムーズな介護保険制度への移行につながるよう関係機関が連携し、支援します。

2-2-5 課題の集約・整理と解決検討 【地域、障がい、高齢】

各分野の附属機関等において、個別支援や地域活動を通じて把握された課題を整理し、解決に向けて議論します。また、これらの課題を分野横断的な視点で再整理し、多機関の連携による対応を検討します。

目標3 福祉人材の育成と事業者支援

課題と方向性

ポイント

■福祉人材の不足と高い離職率
■複雑化・複合化する課題への対応
■業務の更なる効率化の要請

★福祉人材の育成と支援
★関係法人・事業所への人材確保・業務効率化等の支援

1 福祉施策の動向と課題

障がい者支援及び高齢者介護分野においては、慢性的な人材不足と高い離職率が喫緊の課題として認識されています。厚生労働省の推計によると、2040年には介護人材が全国で約57万人不足すると予測されており、福祉サービス提供体制の維持に対する深刻な懸念が広がっています。この人材不足の背景には、介護職に対する社会的な評価の低さ、他の産業と比較した労働環境の厳しさ、処遇改善の遅れが要因として指摘されています。本市の介護人材実態調査でも、介護職員の不足感や、サービス提供を断らざるを得ない状況がみられ、事業所単独の努力だけでは対応が難しい課題となっています。

人材確保への対応策として、労働力の需要と供給のアンバランスを解消することに加え、既存の職員の離職防止と業務の効率化が重要となります。特に、ICTや介護ロボットの導入による業務効率の向上は、専門職が本来の対人支援に集中できる時間を創出し、結果的に福祉サービスの質向上と人材の定着に寄与する不可欠な要素となっています。また、介護職員や相談支援専門員、ケアマネジャー等が、法定業務以外の調整や生活課題への対応を担わざるを得ない場面も増えており、支援者を支える仕組みも必要です。

さらに、地域共生社会の実現には、分野や制度の「縦割り」を超えた包括的支援を前提としていますが、この支援体制を実効性のあるものとするためには、多分野横断的な知識とスキル（コミュニティソーシャルワーク、多職種連携のコーディネートなど）を持つ専門職の育成が不可欠です。

障がい福祉分野においては、障がいのある人本人やその家族の高齢化、障がいの重度化・重複化が進んでおり、「親亡き後」の生活や住まいへの強い不安に対応するため、意思決定支援、成年後見制度に関する専門知識を持った相談支援専門員の質の向上が急務です。

高齢者支援では、高齢者生活支援センターが中核を担っていますが、高齢者人口の増加とそれに伴う相談・業務量の増加が今後も見込まれ、業務負担の軽減と適正な人員配置の確保が、包括的な相談支援体制を維持するためには重要であり、専門職が高度なコーディネート業務に注力できるよう、業務内容の精査と効率化を推進する必要があります。

2 取り組む方向性

地域共生社会の実現に向け、専門職に対して、重層的支援などに関する研修を通じ、支援の難しさが増している複雑な課題に対しても、切れ目のない、本人中心の支援を提供できる体制を構築します。また、慢性的な人材不足という「量」の課題に対しては、ICT導入支援による業務のスマート化を推進し、専門職が本来の対人支援に時間を割けるよう環境を整備します。

あわせて、人材の確保・育成だけでなく、離職防止、処遇改善、職場内のコミュニケーションの向上、カスタマーハラスメント対策など、支援者が安心して働き続けられる環境づくりを進めます。さらに、法人・事業所への運営支援や業務改善支援を通じて、福祉サービスの質と提供体制の維持・向上を図ります。

取組

3-1 福祉人材の育成

3-1-1 支援者の人材育成【地域、障がい、高齢】

重層的支援体制整備事業の理念に基づき、障がい、高齢、こども、生活困窮といった分野を横断する複合化した課題への対応を念頭に置いた研修を体系的に組み立て、福祉専門職や庁内関係職員等に向けて計画的に実施します。また、各関係機関が行う研修を、分野を超えて周知する取組も進めます。

3-1-2 専門職への支援強化【地域、障がい、高齢】

福祉に関わる専門職の負担軽減に向け、多機関での協働や連携を推進する取組を進めながら、困難事例などに対し専門職間で相談し合える体制を構築し、全市的な経験の蓄積に努めます。そして、関係する会議等で抽出された課題への対応を進め、支援者を支援します。

3-2 福祉関係法人・事業所の安定的な運営支援

3-2-1 法人への指導を通じた公益的活動の強化【障がい、高齢】

監査や運営指導等を通じて、法人運営の健全化や法令順守の確保、ならびに給付の適正化を図り、法人の適正な運営を推進します。また、地域共生社会の実現に向けた公益的活動の展開を一体的に指導し、もって市内社会福祉法人全体の活動促進を図ります。

3-2-2 業務効率化の支援【障がい、高齢】

法人・事業所の負担軽減に資するよう事務の見直しを進めるとともに、サービス提供事業所に対して ICT や補助制度に関する情報提供を行います。

3-2-3 人材確保の取組【障がい、高齢】

市内事業者や関係機関と連携し、イベント等を通じて幅広い層への福祉の魅力の発信と助成事業の推進により人材確保につなげるほか、各種研修の受講促進をはじめとする人材育成や離職防止に資する取組などを進めます。

目標4 社会参加と活躍を支える環境づくり

課題と方向性

ポイント

- 孤独・孤立が社会課題化
- 社会との関わりとしての居場所や就労の重要性の増大
- 参加を阻害しない環境づくり

- ★ 社会とつながる仕組みづくり
- ★ 居場所づくりや就労支援の推進
- ★ 障がいの有無に関わらない社会参加につながる環境整備

1 福祉施策の動向と課題

地域共生社会の実現には、社会において役割を持つことで孤立を防ぎ、社会との接点を維持・創出することが必要であり、制度的な支援を必要としない人も含め、世代や属性に関わらず市民が「いつでも」「気軽に」立ち寄れる居場所の多様化と拠点化が全国的に求められています。

また、障がいのある人の希望、就労能力や適性等に合った就労の選択を支援する就労選択支援の開始や障がい者法定雇用率の引き上げなどを踏まえ、本人の希望や状況に応じた多様な働き方を支えることが求められています。

高齢者においては、知識や経験を活かし、就労や生涯学習、スポーツを通じて生きがいを持つことが、介護予防や健康寿命の延伸に直結しますが、外出や活動の機会が不足すると社会参加を阻害する大きな社会的障壁となります。

障がいのある人やこども、高齢者などが参加しやすいよう、合理的配慮、情報保障、手話施策、ユニバーサルデザインやバリアフリーの視点を地域活動や民間事業者にも広げることが課題です。

2 取り組む方向性

既存の居場所の支援や周知に加え、多世代交流や分野横断的な利用ができる場も含め、様々な居場所となる場づくりを支援します。また、認知症カフェ、趣味活動、学びの場、地域活動など、身近な場所で無理なく参加できる機会を設け、参加の裾野を広げます。

社会参加の仕組みづくりにおいては、生活困窮者、ひきこもり等の孤立リスクの高い人々への就労・参加支援に加え、障がいの有無や年齢に関わらず活躍できる機会の充実と環境の整備に取り組めます。あわせて、一般就労、福祉的就労、就労準備、就労体験など、本人の状況や希望に応じた多様な参加・就労の形を支えるとともに、企業や地域団体に対する理解促進と合理的配慮の提供支援の取組を進めます。

4-1 誰もが安心して社会参加できる仕組みづくり

4-1-1 本人のペースに合わせた社会参加支援【地域、障がい、高齢】

生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業を社会参加推進事業と一体的に実施し、生活困窮者やひきこもり、社会的孤立などにより支援を必要とする人の意思や希望が尊重され、それぞれのペースで地域や社会とのつながりを持てるよう、地域との交流を通じた就労体験やボランティア活動などによる社会参加に取り組めます。また、障がいのある人など一人での外出が困難な方への移動や高齢者の外出を支援します。

4-1-2 ユニバーサルデザインやバリアフリーの視点を取り入れた社会参加につながるまちづくりの推進【地域、障がい、高齢】

高齢者、障がいのある人をはじめ、すべての市民が安全で快適に生活し、移動できるよう、各種公共施設や道路・公園・公共交通機関などの都市基盤施設において、改修時期に合わせてバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を推進します。

4-1-3 合理的配慮の提供の取組推進、障がいの有無に関わらない社会参加の場の整備【障がい】

「芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」の目的達成に向け、障がい者差別解消支援地域協議会を通じて、差別事例の共有や合理的配慮の提供促進に向けた方策を、多分野の参加者とともに検討・推進します。また、障がいの有無に関わらず参加できるイベントへの支援を実施します。

4-1-4 意思疎通支援施策(手話施策等)の推進【障がい】

「手話に関する施策の推進に関する法律」及び「芦屋市心がつながる手話言語条例」に基づき、手話が言語として広く市民に理解されるよう、手話通訳者の育成及び手話学習機会の提供を継続的に実施します。また、その他の意思疎通支援に関する取組も引き続き実施します。

4-1-5 認知症の人の社会参加の推進【高齢】

認知症の有無にかかわらず、誰もが自然に参加・交流できるよう、本人の興味や関心に応じた多様な社会参加の機会を充実させるとともに、必要な情報が届き、活動の継続につながる取組を進めます。

4-2 居場所づくりと交流の推進

4-2-1 多様な人が交流できる居場所の支援と周知【地域、障がい、高齢】

世代や属性を問わず交流できる「通いの場」、認知症の人や家族介護者の孤立を防ぐ認知症カフェ、活動機会の提供や交流促進を支援する地域活動支援センターなど、居場所の運営支援を継続します。あわせて、これらの場が交流や社会参加の機会となり、地域とのつながりを広げられるよう、関係機関等と協働し、地域住民等への周知を進めます。

4-2-2 生きがいづくり・生涯学習の推進【障がい、高齢】

芦屋川カレッジ等の生涯学習の取組、スポーツ・レクリエーション活動の推進、介護予防センターと関係機関の連携などにより、高齢者が社会参加を通じて生きがいづくりに取り組める機会を充実させます。

また、障がいのある人が参加できる行事・イベントや講演会などの各種文化活動等の開催支援や周知に加え、手話通訳者や要約筆者等の派遣を行うなど、参加しやすい環境づくりに取り組みます。

4-3 多様な働き方を支える就労支援

4-3-1 多機関との連携による段階的な就労支援の検討・創出【地域、障がい、高齢】

公民協働のプラットフォームである「こえる場！」も活用しながら関係企業・団体等と連携し、社会的に孤立している人などが、本人の意思や状況、ペースに応じてステップアップできる多様な就労支援プログラムの検討・創出を進めます。

4-3-2 障がいのある人の就労機会の確保【障がい】

障がいのある人の就労ニーズに対応するため、障がい者相談支援事業やハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の就労支援関係機関との連携を強化し、本人にとって最適な就労先が見つかるよう、引き続き支援に取り組みます。また、障がいのある人の就労機会の拡大を図るため、就労の場の確保につながる取組を進めます。

4-3-3 高齢者の多様な就労機会の拡充【高齢】

高齢者が生きがいを持ち、健康の維持・増進や社会参加の機会の確保にも資するようハローワークとの連携やシルバー人材センターの活動支援に取り組みます。

4-4 一貫した教育支援体制の構築

4-4-1 共に学び育つインクルーシブ教育・保育の推進【障がい】

多様な子どもたちがいることを前提とし、個に応じた必要な支援を行いながら、障がいの有無に関わらず互いを尊重し、協働的に学ぶ環境づくりに取り組みます。

目標5 誰もが支え合い安心して暮らせる地域づくり

課題と方向性

ポイント

- 地域のつながりの希薄化
- 活動者の担い手不足・固定化
- 災害時の避難行動要支援者への支援
- 地域に残る偏見や差別への啓発

- ★地域の人材や関連団体の支援・育成
- ★地域のネットワーク強化
- ★災害時への備えの充実
- ★啓発の取組と情報発信の推進

1 福祉施策の動向と課題

少子高齢化の進行、世帯規模の縮小、単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、市民の暮らしを取り巻く課題は複雑化・複合化しています。地域における生活課題は、制度や分野ごとに分けて対応するだけでは十分に解決できない場合があります。こうした状況の中で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、公的な福祉サービスに加え、日常的な交流や地域活動など、地域における支え合いの基盤を充実させることが重要です。

地域では、多様な主体がそれぞれの立場から地域福祉を支えています。一方で、地域活動者の不足や固定化、活動への参加のきっかけづくりなどが課題となっています。特に、支援を必要としていても自ら相談につながりにくい人や世帯を早期に把握し、適切な相談支援につなげるためには、地域の「気づき」を受け止める仕組みと、専門職や関係機関との連携が必要です。

また、災害時には、高齢者や障がいのある人など、支援を必要とする人への対応が重要であるため、平時からの見守りや地域のつながりを災害時への支援につなげていくことが求められます。さらに、特殊詐欺や悪質商法などの犯罪被害、消費生活トラブルを防ぐためには、地域の見守り、防犯活動、相談機関との連携を一体的に進める必要があります。

加えて、障がいのある人や認知症の人への理解不足、犯罪や非行から立ち直ろうとする人への偏見などは、地域での孤立や社会参加の妨げとなる場合があります。理解を広げる啓発活動や、学校園・地域と連携した福祉学習、世代や属性に応じた分かりやすい情報発信を進め、誰もが地域の一員として尊重される環境づくりが必要です。

2 取り組む方向性

地域活動者や関係機関、企業等と連携し、地域での見守りや支え合いの仕組みづくりを進めます。あわせて、地域活動に取り組む人材の育成や活動団体への支援、地域の多様な主体がつながるネットワークづくりに取り組みます。

また、平時からの見守りを災害時の要配慮者支援につなげる取組や、防犯・消費生活トラブルの被害防止、障がい理解や再犯防止に関する啓発、学校園や地域と連携した福祉学習、分かりやすい情報発信を進めます。これらの取組を通じて、誰もが地域の一員として尊重され、支え合いながら安心して暮らせる地域づくりを推進します。

5-1 地域人材の育成

5-1-1 ボランティアやサポーターの推進・育成【地域、障がい、高齢】

ボランティア活動センターを中心に、市民の福祉活動への関心が高まるような情報提供や活動機会の開拓など、幅広いボランティア活動を推進するとともに、「ひとり一役活動推進事業」でも、活動者間の交流機会の継続や、活動希望者と受入先の拡充やマッチングの向上に取り組み、住民同士による身近な支え合い活動を推進します。

また、あしや市民活動センターをはじめとした関係機関との連携を進めるとともに、地域のサポーターを養成する取組を進めます。

5-1-2 福祉の担い手や様々な団体による見守り活動などの支援【地域、障がい、高齢】

民生委員・児童委員や福祉推進委員で構成される地区福祉委員会を中心として、様々な地域の団体に対し、日常的な見守り活動に必要な福祉制度や研修・情報提供を強化し、地域の「気づき」を適切につなぐための取組を強化します。

また、市内の様々な業種の商店や企業が登録する地域見まもりネットワーク事業を継続・強化し、関係機関や民生委員・児童委員等との情報連携を密にすることで、見守りから早期の相談支援への接続を円滑化し、地域全体での見守りの仕組みを充実させます。

5-2 支え合いネットワークの強化

5-2-1 地域づくりのための協働ネットワークの再構築【地域、障がい、高齢】

孤立しない・させない地域づくりに向けて、住民同士、専門職同士、住民と専門職のつながりを深め、地域住民と専門職の協働による地域課題の解決や地域活動の活性化につながるよう、福祉のまちづくり委員会において、地域の活動者の意見も聞きながら、本市に適した取組や協働ネットワークのあり方等を検討し、社会福祉協議会が進める地域づくりと一体的に、協働ネットワークの機能の充実・再編を図ります。

5-2-2 地域支え合い推進員と関係機関等との連携による活動支援【地域、高齢】

全市域及び日常生活圏域ごとに配置されている地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）が、地区福祉委員会等の協議体やテーマ型の活動団体、関係機関等と連携し、地域資源の把握・分析及び住民ニーズの把握に取り組みます。また、福祉のまちづくり委員会にも参画し、委員会での意見と地域での実践を相互に反映させることで、協議と実践の循環を図ります。これらを通じて、地域活動の立ち上げや運営の支援、活動者間のネットワーク構築、関係機関との連携促進を行い、地域における支え合い活動の活性化と継続性の確保を図ります。

5-2-3 「こえる場！」による企業・団体の交流と連携推進【地域】

「こえる場！」について、持続可能な運営に向けて事務局体制の見直しに取り組むとともに、参画企業・団体等と地域住民、福祉専門職が継続的に交流し、相互につながる機会の充実を図ります。また、「こえる場！」を起点として、企業・団体等と関係機関がつながり、生活困窮者等への就労体験の提供や、孤独・孤立対策に資する居場所づくりなど、様々な地域課題の解決に向けた協働・連携を進めます。

5-2-4 保健福祉センターにおける市民活動支援の強化【地域】

保健福祉センターを福祉の総合拠点として、社会福祉協議会と連携し、地域住民、企業、団体、専門職が交流し、新たな活動が生まれる「地域づくりの拠点」としての機能強化を図り、誰もが気軽に立ち寄れる場所として引き続き取組を進めます。また、福祉をはじめとした、様々な暮らしの困りごとなどの相談窓口が集約されていることによる「専門職のネットワーク拠点」としての機能強化も図ることで、困りごとの早期発見・早期対応につなげていきます。

5-3 市民や関連団体への活動支援

5-3-1 関係団体への支援【障がい、高齢】

障がい種別を問わず、障がい関係団体が実施する交流活動、ピアサポート、普及啓発活動等に対して支援を継続します。

また、高齢者の生きがいと社会参加の重要な場である老人クラブ（愛称：はびねすクラブ）やあしやY0倶楽部に対し、活動継続のための支援を強化するとともに、新規会員確保に向けた広報・啓発活動の支援および活動内容の充実に向けた助言などを行います。

5-3-2 市民による活動の立ち上げや参加の支援【地域、高齢】

地域住民が持つ潜在的なニーズや「やりたいこと」を積極的に汲み取り、活動の立ち上げ及び継続的な参画を進めるため、社会福祉協議会との連携と支援を行うとともに、市民活動センター等とも協働し、現役世代や若年層の参加も含めた活動を推進します。

5-4 災害への備えと防犯

5-4-1 地域における防災体制の強化 【地域、障がい、高齢】

地域防災力の向上や地域コミュニティの活性化の観点から、自主防災組織等による地域での防災活動の啓発に取り組むとともに、総合防災訓練をはじめとした訓練への参加の推進や避難行動要支援者名簿の周知などについて、地区防災計画の策定推進を通じて啓発を行います。

5-4-2 地域づくりにつながる要配慮者支援の取組促進 【地域、障がい、高齢】

緊急・災害時要援護者台帳を定期的に更新するとともに、民生委員・児童委員、福祉推進委員や自治会・自主防災会などと連携し、平時からの見守り体制が災害時の具体的な支援行動につながるような個別避難計画の作成を推進することで、共助の地域づくりを進めます。

5-4-3 防災力強化に向けた連携の推進 【地域、障がい、高齢】

福祉避難所の確保のため、民間の福祉施設へも働きかけを行い、福祉避難所の設置運営の訓練を行います。また、発災後に被災者が自立し、生活再建できるような支援の仕組みを検討します。

5-4-4 特殊詐欺などの犯罪や消費生活トラブルの被害防止 【地域、障がい、高齢】

振り込め詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺および消費生活トラブルを未然に防止するため多機関・多主体が連携した普及啓発および相談支援体制の整備に継続的に取り組みます。

5-5 障がい者差別解消のための取組推進

5-5-1 障がい者差別解消支援地域協議会、誰もが共に暮らせるまち条例に関する取組の推進 【障がい】

「合理的配慮提供支援助成事業(障がいのある人に必要な合理的配慮を提供した際に、その費用の一部を助成する事業)」による助成、「芦屋市みんなにやさしいお店登録事業」の周知と登録受付、保健福祉センターエントランスでのパネル展示、広報あしやでの周知、障がい理解に関する講演会・研修会を広く実施することなどにより、合理的配慮の提供の推進及び理解促進を図ります。

5-6 再犯防止に向けた取組の充実

<再犯防止推進計画>

5-6-1 保護司会・更生保護女性会や学校園等との連携による取組の推進【地域】

犯罪や非行からの立ち直りを目指す人々が抱える貧困や障がい、住まいなどの複雑な生活課題に対し、福祉サービスや就労支援に繋ぐための多機関協働体制を整備します。また、保護司会や更生保護女性会といった関係団体への支援に加え、学校園等とも連携した研修等を行い、立ち直りを支える活動への理解を深め、再犯防止の取組を推進します。

5-6-2 “社会を明るくする運動”を通じた再犯防止への関心・理解の深化【地域】

広報紙、ホームページ、各種イベントなどの機会を積極的に活用し、“社会を明るくする運動”の主旨と更生保護活動の重要性を広く周知・啓発します。特に、活動への参加者を増やすため、多様な主体への働きかけを行い、市民が再犯防止を「自分ごと」として関心を持つ機会を創出します。

5-7 啓発活動の推進

5-7-1 福祉に関する情報発信の充実【地域、障がい、高齢】

市民が関心を持ちやすいテーマや多様な媒体、事業所等と連携した情報発信などを戦略的に活用し、福祉制度や各種相談窓口の機能や役割を、世代や属性に配慮した形で広く継続的に周知します。

5-7-2 学校園・保育所等や地域と連携した福祉学習の実施【地域、障がい、高齢】

学校園・保育所等と協働し、児童・生徒・保護者を対象とした福祉学習（車いす体験、手話歌の普及など）に継続して取り組むとともに、高校生や大学生など若年層への働きかけを強化し、部活動等を通じたボランティア活動への参加を促し、将来的な福祉の担い手を育成します。

5-8 認知症理解の促進

5-8-1 認知症の理解を深める普及啓発【地域、高齢】

「新しい認知症観」に基づき、正しい知識の普及と「認知症にやさしいまち」の実現を目指し、広報紙や「世界アルツハイマーデー」といったイベント、市民向けのセミナー等を通じて啓発活動を強化します。また、地域で認知症や若年性認知症の人を見守ることができるよう、若年層を含む多様な世代への認知症サポーター養成講座の受講を推進し、地域住民の認知症への理解を深め、早期発見・早期対応につながる基盤を整備します。

目標6 地域で暮らす環境づくり

課題と方向性

ポイント

■地域で暮らし続けるためには、早期での対応と在宅での福祉サービスが重要
■住まいに関する問題が生じた場合への適切な対応
■認知症施策の充実

★早期対応に向けた地域での取組と関係機関の連携促進
★住まいの確保への支援
★地域で安心して暮らせるための認知症施策の推進

1 福祉施策の動向と課題

急速な少子高齢化と核家族化の進行に伴い、高齢者の単身世帯や高齢夫婦のみの世帯が増加しています。また、障がいのある人も含め、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる「地域包括ケアシステム」の深化や「地域共生社会」の実現が求められています。また、障がいのある人にとっては、地域生活支援拠点等の機能の充実が不可欠で、「親亡き後」の生活や住まいへの不安に応えるセーフティネットの強化にもつながるものです。

住まいは生活の基盤であることから、国は「改正住宅セーフティネット法」に基づき、福祉施策と住宅施策の連携強化を進めていますが、住環境といったハード面においては、自宅内の段差や浴室・トイレ等の設備が生活の障壁（バリア）となる場合が少なくありません。

加えて、自宅での生活が困難になった場合の住み替え先については、公営住宅の老朽化対策やバリアフリー化を進める必要があります。同時に、民間賃貸住宅やサービス付き高齢者向け住宅、福祉施設など、多様な住まいの選択肢に関する情報が、それを必要とする高齢者や障がいのある人に十分に届いていないという「情報のミスマッチ」も課題となっています。

さらに、心身機能の低下や認知機能の低下、障がいや発達上の気づきなどについて、状態が重くなる前の段階から適切な支援につなげることが重要です。

令和6年には共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行され、認知症の人が尊厳を保持し、希望を持って暮らせる「共生社会」の実現が目指される中で、認知症や若年性認知症のある人と家族が地域で孤立しないよう、早期相談、地域理解、参加の場づくりを進めることも求められています。

2 取り組む方向性

高齢者や障がいのある人が、住み慣れた地域で安全に、かつ安心して暮らし続けることができるよう、ハード（住環境整備）・ソフト（緊急時対応・居住支援）の両面から包括的な環境づくりを推進します。

ひとり暮らし等の不安を解消するため、万が一の際に迅速な救助・支援が受けられる体制を維持するとともに、「救急医療情報キット」の普及啓発に努めるなど、在宅生活における日々のセーフティネットを強化します。あわせて、医療・介護・福祉・生活支援を組み合わせ、本人の希望や暮らし方に応じて地域で暮らし続けられる体制を整えます。認知症施策については、本人の意思を尊重し、家族も含めて相談・支援につながる仕組みづくりを進めます。

また、自宅での自立した生活が継続できるよう、個々の身体状況に応じた住まいのバリアフリー化を支援します。公営住宅については、計画的な長寿命化の改修に合わせ、手すりの設置や段差解消などのユニバーサルデザイン化を推進し、高齢者や障がいのある人が入居しやすい環境を整えます。

取組

6-1 早期発見と医療・訓練・支援等

6-1-1 総合事業の推進【地域・高齢】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域のニーズを把握するとともに、地域の実情に応じた実施となるよう、必要に応じて総合事業の見直しを検討します。また、介護予防事業、フレイル予防事業（高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施）などの、介護予防に関する取組の強化・充実を図ります。

6-1-2 障がいの原因となる疾患予防と障がいの早期発見・対応【障がい】

障がいの原因となる疾患の予防、早期発見につながる健診・相談・訪問、健康管理に関する情報提供、健康教育等を継続して実施します。また、早期発見から適切な対応ができるよう、関係機関・団体等との連携を行いながら、対応・支援に取り組めます。

6-1-3 医療・療育の充実【障がい】

発達に課題のある児童に適切な療育及び訓練を提供していくとともに、障がいのある人が身近な地域で適切な医療・リハビリが受けられるよう、医療機関と連携しながら困りごとに合わせた情報提供に取り組めます。また、障がい児通所支援事業を通じて、発達障がいのあるこどもとその家族が地域での自立した生活や社会参加ができるよう支援します。

6-2 地域生活を支える福祉サービスの提供

6-2-1 安心して生活できる体制の確保【障がい、高齢】

困りごとに合わせた日常生活を支える多様な福祉サービスを提供するとともに、地域での見守り体制の充実を図ります。また、緊急通報システムなど、緊急時のセーフティネットの確保に係る取組を進めます。

6-2-2 障がい福祉サービス及び介護保険サービスの提供【障がい、高齢】

障がい福祉サービス及び介護保険サービスについては、国の指針を踏まえて算出するサービスの提供量の目標値を踏まえ、必要なサービスを確実に提供できるよう取り組めます。また、高次脳機能障害者支援法の成立を踏まえた支援体制の整理・強化など、状況やニーズの変化を踏まえたサービス等を検討するとともに、医療的ケア児の支援では、関係機関との協議・連携の充実等に取り組めます。

6-2-3 地域生活支援拠点の充実【障がい】

障がいのある人の「親亡き後」に備えるため、入所施設や病院からの地域移行、親元からのひとり暮らし等への移行に加え、緊急時の受け入れや就労機会の提供体制の整備に取り組めます。

6-3 安心して暮らせる住まいの確保・住環境づくり

6-3-1 多様な住まいの情報の提供・支援【地域、障がい、高齢】

公営住宅および高齢者や障がいのある人向けの多様な住まいの情報を、高齢者生活支援センターや障がい者相談支援事業等をはじめとする各分野の相談窓口において分かりやすく提供できるように、庁内関係課との情報連携を強化します。また、住まいの確保や入居後の生活に課題を抱える方々への支援に向けて、支援ニーズや地域課題の把握に努めるとともに、住まいに係る関係機関等とも連携したネットワークの構築など、今後の居住支援のあり方について検討を行います。

6-3-2 市営住宅の充実【障がい、高齢】

既存の住宅から市営住宅へ的高齢者の住み替えがあることを踏まえ、高齢者向け住宅の環境整備について、関係課間で連携し、取組を進めます。障がいのある人についても、居住者の「模様替え申請」による住戸改修の許可や、身体状況等による住み替えの実施により、それぞれの状況に応じた住環境の提供を図ります。また、既存市営住宅の改修に際しては、高齢者や障がいのある人などが暮らしやすいよう、バリアフリー化等の環境整備を推進します。

6-3-3 バリアのない住環境整備への支援【障がい、高齢】

高齢者や障がいのある人などが暮らしやすいよう、既存住宅の改造費の助成を行い、個々の状況に応じた環境整備への支援に引き続き取り組みます。

6-4 安心して暮らせる認知症支援と早期発見・対応

6-4-1 認知症・若年性認知症への支援【地域、障がい、高齢】

認知症や若年性認知症の人とその家族が安心して暮らせるよう、高齢者生活支援センターや認知症初期集中支援チームを中心に、医療・介護・福祉の多職種連携による切れ目のない支援に取り組みます。また、若年性認知症ネットワーク会議の継続的な開催と活用を通じて、本人及び家族のニーズに応じた適切な支援（就労支援、生活支援、社会参加の場の提供など）を多機関協働で実施できる体制を強化します。

6-4-2 認知症・若年性認知症の早期発見・早期対応【地域、障がい、高齢】

診断や福祉サービス利用に至っていない初期段階の認知症の方に対し、早期の医療や介護につなぐ「認知症初期集中支援チーム」の積極的な活動を推進し、早期介入を確実に実施します。また、認知症地域支援推進員を核とした、認知症疾患医療センター、医療機関や介護サービス事業所、地域の支援機関等との連携を強化することで、早期診断・早期対応の充実を図ります。

コア・プロジェクト

① コア・プロジェクトの位置づけ

複雑化・複合化した課題に対応するためには、地域福祉、障がい福祉、高齢福祉の各分野がそれぞれの制度やサービスを充実させるだけでなく、分野を横断して共通する課題を共有し、地域団体、福祉事業者、社会福祉協議会、関係機関、行政等が連携して取り組むことが重要です。

そのため、本計画では、6つの目標に基づく施策の着実な推進に加え、各分野が共通の方向性をもって重点的かつ集中的に取り組む「コア（中核・中心）」となるプロジェクトを「コア・プロジェクト」として位置づけ、分野横断的な取組を展開していきます。

計画期間を通じて、コア・プロジェクトの実践から得られた成果や課題を、他の施策へも波及させることで、計画全体の実効性を高めていきます。

なお、本計画において設定するコア・プロジェクトは、計画期間内での完結を前提とせず、社会情勢の変化や取組を推進する中で得られた気づき・相乗効果などを積極的に取り込みながら随時見直しを行い、継続的に内容の充実を図ることで、本市の福祉施策を総合的に推進・向上させ続けるための起点となる取組として位置付けます。

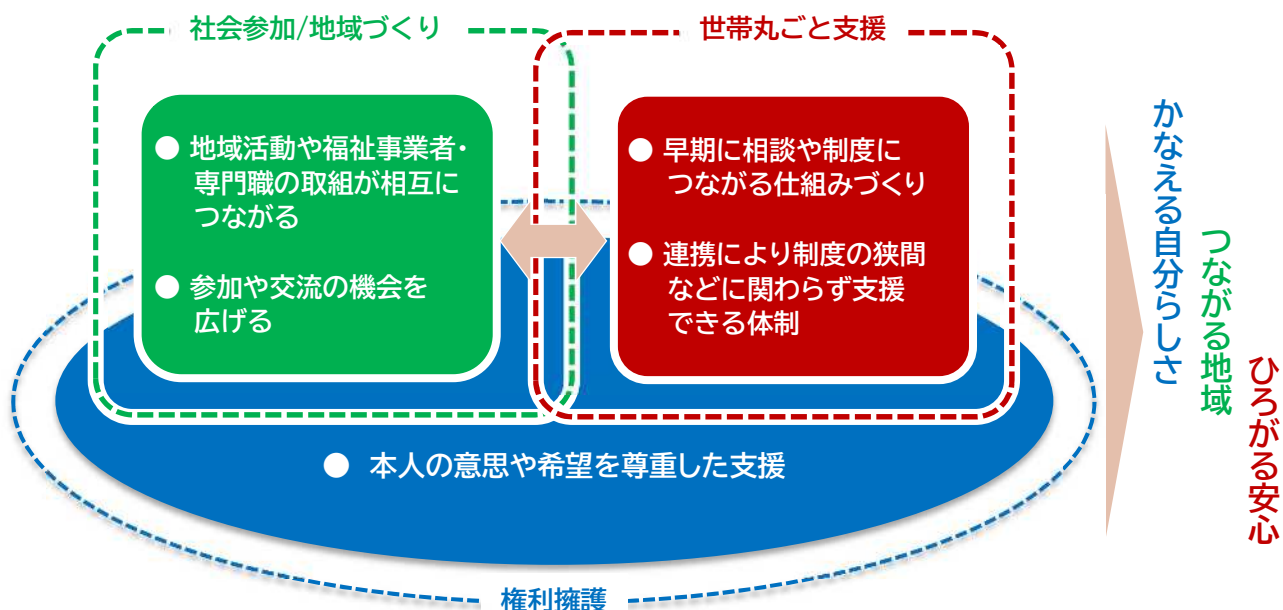
② コア・プロジェクトを通じて目指す効果

コア・プロジェクトは、それぞれ独立した取組ではなく、相互に関連し合うものです。本計画では以下の効果を目指してプロジェクトを進めます。

- ・ 本人の意思や希望を尊重した支援が広がること
- ・ 支援が必要な人や世帯が、早期に相談や制度につながる
- ・ 関係機関や庁内関係課の連携が進み、制度の狭間などに関わらず支援に取り組めること
- ・ 地域活動や福祉事業者、専門職が相互につながり、連携した取組が進むこと
- ・ 地域の中で参加や交流の機会が広がること

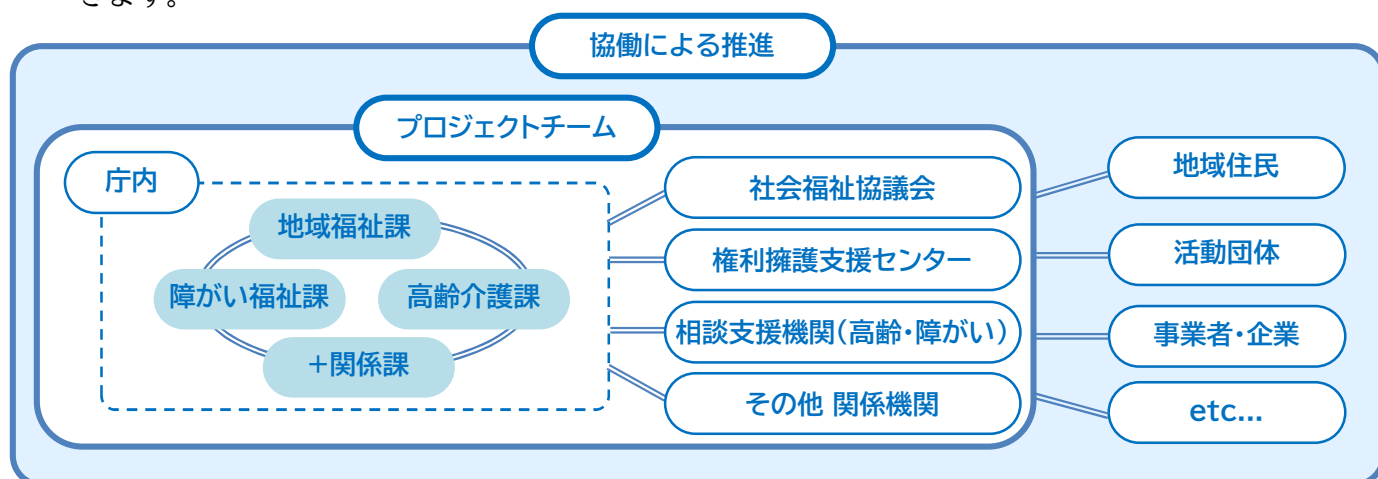
本計画では、上記を達成するため、「権利擁護」、「世帯丸ごと支援」、「社会参加・地域づくり」の領域でコア・プロジェクトを設定します。そしてこの3つのプロジェクトの推進を通じて、地域福祉、障がい福祉、高齢福祉をはじめとした分野が連携・協働し、他の施策とも連動させながら、基本理念である「かなえる自分らしさ つながる地域 ひろがる安心」の実現をめざします。

【参考】



3 コア・プロジェクトの推進体制

単独の分野にとどまらず、複数の分野と関係機関が連携することで、より大きな効果が期待できることから、プロジェクトごとに関係機関や庁内関係課がチームを形成し、取組によっては地域住民や活動団体など多様な主体と協働し、互いの強みを生かしながら施策を検討・推進していきます。



4 コア・プロジェクトの内容

【権利擁護支援プロジェクト】～一人ひとりの自分らしさを、かなえる地域へ～

◇背景

権利擁護支援は、認知症の人、障がいのある人、判断や手続きに支援が必要な人、頼れる身寄りがない人などをはじめとして、すべての人が、地域で安心して暮らし続けるための基盤となるものです。本人の意思や希望が尊重され、必要な支援につながり、自分らしい暮らしを続けられることは、すべての福祉施策に共通する重要な視点です。

本計画の策定にあたって実施した各種調査等では、成年後見制度、権利擁護支援センター、障がい者虐待防止センター、認知症に関する相談窓口などについて、十分に知られていない状況がみられます。また、障がいのある人や高齢者の中には、家族以外に頼れる人が少ない人や、将来の生活に不安を抱える人もいます。さらに、複合的な課題や孤立を背景として、虐待や権利侵害につながるおそれのある状況も見受けられます。

こうした状況を踏まえると、権利擁護は障がい福祉や高齢福祉の一部にとどまるものではなく、福祉全体で取り組むべき共通課題です。社会福祉法や民法の改正も踏まえ、本人の意思決定を支えること、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業などの制度を必要な人につなげること、虐待や権利侵害を未然に防ぐこと、そして支援を必要とする人を地域全体で見守り支えること、これらを一体的に進めることが求められます。

◇目的

権利擁護支援センターを中心とした関係機関の連携、本人の意思決定支援、制度の周知、虐待防止、頼れる身寄りがない人への支援などを一体的に進めていきます。これにより、計画全体において「本人の尊厳と意思を尊重する支援」の考え方を共有し、すべての施策の基盤として権利擁護の視点の浸透を目指します。

◇プロジェクトの内容

身近な権利擁護の周知

「権利擁護」は難しいと捉えられることが多いですが、その本質は、特別な制度や支援を必要とする人だけのものではなく、自分の意思で日常の選択ができる、自分らしい暮らしが続けられるといった生活の基盤であり、地域で暮らすすべての人に共通する身近なことです。

そうした権利擁護の本質や視点を、それぞれの世代の関心や生活課題に引き寄せて周知を行い、誰もが自分らしさをかなえられる地域に向けて、理解を広げていきます。

関連施策：1-2 権利擁護支援センターの機能強化

実施方策：■ライフステージや属性に応じた、関心事を「入り口」とした啓発
■市民参加型のプロセスを通じた日常への権利擁護の意識の浸透

日々の支援の中で、「本人のために」という思いが、いつの間にか本人の意思を置き去りにしてしまったり、周りの支援者の判断や価値観などが優先されてしまったりすることがあります。しかし、本人の意思や価値観を中心に据え、自らの選択に伴走する意思決定支援は、障がい・高齢など特定の分野に限らず、すべての支援に共通する基本的な視点であり、そのためには本人の力を信じ、その力を引き出し支えるエンパワメントが不可欠です。

専門職一人ひとりが自らの支援を振り返る機会を設け、分野を超えて共通する意思決定支援とエンパワメントの考え方と実践への理解を深めます。

関連施策：1-1 意思決定支援を中心としたその人らしく生活できるための支援

1-2 権利擁護支援センターの機能強化

実施方策：■専門職を対象にした意思決定支援・エンパワメントをテーマにした研修実施

■受講を促す仕組みづくりの検討

◇背景

世帯丸ごと支援は、複合化・複雑化した課題を抱える人や世帯に対し、本人だけでなく家族や世帯全体の状況を受け止め、課題解決に向けて支援することです。近年、8050 問題、ヤングケアラー、ダブルケア、生活困窮、ひきこもり、介護者の孤立、親亡き後の不安など、既存の制度や分野だけでは対応しきれない課題が増えています。

こうした課題は、一つの相談窓口や一つの制度だけで解決することが難しく、高齢、障がい、こども、生活困窮、健康、住まい、就労など、複数の分野が連携して対応する必要があります。また、困りごとを抱える人ほど自ら相談につなげにくく、支援が必要な状態が見えにくい場合もあります。そのため、早期に気づき、相談を受け止め、関係機関が協働して支援する体制が重要です。

本市では、重層的支援体制整備事業を通じて、分野や属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を進めてきました。今後は、こうした取組をさらに発展させ、各相談支援機関が単独で課題を抱え込むのではなく、必要に応じて多機関が連携し、世帯全体を見据えた支援につなげることが求められます。

◇目的

高齢者生活支援センター、障がい者基幹相談支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、こども・子育て関係機関、医療機関、福祉事業者、社会福祉協議会、行政関係課などが連携し、複合的な課題を抱える世帯を早期に把握し、適切な支援につなげる仕組みづくりを進めます。

また、家族介護者や養護者への支援、親亡き後を見据えた支援、頼れる身寄りがいない人への支援、住まいや就労、社会参加への支援など、複数の分野にまたがる課題についても、世帯全体を見据えながら対応します。これにより、相談者が制度の狭間に置かれることを防ぎ、「どこに相談しても必要な支援につながり安心できる」体制づくりを進めます。

◇プロジェクトの内容

相談につながりやすい環境づくり

「どこに相談していいかわからない」「相談できる困りごとだと気が付いていない」「福祉の相談窓口相談しにくい」など、相談することへの戸惑いや抵抗感などから、問題が深刻化してから初めて相談につなげることが少なくありません。

介護・障がい・生活困窮など、世帯のどんな困りごとであっても「まずはここに相談してみよう」と思えるよう、相談窓口の情報発信や日常的なツールを活用した相談しやすい環境づくりに取り組みます。また、こどもの頃から福祉を身近なものとして考える学習機会の充実を通じて、誰もが気軽に相談できる地域をめざします。

- 関連施策：5-5 障がい者差別解消のための取組推進
5-7 啓発活動の推進
5-8 認知症理解の促進

- 実施方策：■相談窓口の周知・情報発信
■福祉への理解促進・偏見の解消
■福祉教育の充実

支援が必要な世帯を早期に発見する仕組みづくり

困りごとを抱えていても、自ら相談窓口につながる事が難しい世帯が存在します。

行政・関係機関が日常の業務の中で気になる様子に気づいたとき、担当分野を超えて世帯全体の困りごとに目を向け、必要な支援につなぐ連携体制を強化します。また、宅配や商店などの地域に身近な民間事業者や、こどもたちの様子を日々見守る学校園・保育所等とも連携し、地域全体で困りごとを早期発見し、支援につなぐ仕組みをつくりまします。

関連施策：2-2 多機関協働による包括的な支援

6-4 安心して暮らせる認知症支援と早期発見・対応

実施方策：■行政・関係機関による情報共有、民間との連携強化

■学校園・保育所等との連携

複合的な課題に対応する包括的な支援体制の充実

相談窓口につながる世帯の多くは、障がい・介護・生活困窮など、複数の困りごとが複雑に絡み合っています。

家族介護者や身寄りのない方、将来への不安を抱える方など、どんな状況にある方であっても、世帯の一人ひとりをその人らしく支える視点で困りごとを丸ごと受け止め、包括的な支援を提供できる体制の充実を目指します。そのために、関係機関同士の顔の見える関係づくりや連携体制の強化を進めるとともに、相談援助職の専門的なスキルアップを支える研修を充実させ、世帯丸ごとの支援を進めます。

関連施策：2-1 分野や属性を問わない生活の困りごとを抱えた人への支援

2-2 多機関協働による包括的な支援

3-1 福祉人材の育成

実施方策：■多機関・多職種連携のための顔の見える関係づくり

■専門的な研修の充実

持続可能な相談支援体制の充実

相談支援を必要とする方が増え、その内容も多様化・複雑化する中、支援の質と継続性を担保するためには、支援に携わる人材の確保・育成と、持続可能な体制づくりが不可欠です。

相談支援に携わる専門職が本市でやりがいを持って長く働き続けられるよう、働きやすい環境づくりや人材の定着支援に取り組みます。あわせて、専門職同士が連携し、チームで対応しやすい風土・体制づくりや、会議体・会議手法の見直しにより、相談支援体制を継続的に強化していきます。

関連施策：2-2 多機関協働による包括的な支援

3-2 福祉関係法人・事業所の安定的な運営支援

実施方策：■会議体、会議手法の見直し

■人材定着支援

◇背景

社会参加・地域づくりは、孤独・孤立を防ぎ、誰もが地域の中で役割やつながりを持ちながら暮らしていくために重要な取組です。年齢や障がいの有無、生活状況にかかわらず、人とつながり、地域に参加し、自分に合った役割を持つことは、本人の生きがいや安心感につながるだけでなく、地域全体の支え合いの力を高めることにもつながります。

本計画の策定にあたって実施した各種調査等では、地域活動に参加するきっかけが少ないこと、多世代が自然に交流できる場が限られていること、地域活動者の固定化や高齢化が課題として挙げられています。また、高齢者では年齢が上がるにつれて外出や地域活動への参加が難しくなる傾向があり、障がいのある人についても、外出時の不安や地域とのつながりの少なさが課題となっています。

一方で、地域には、民生委員・児童委員、福祉推進委員、地区福祉委員会、自治会、ボランティア、福祉事業者、企業、社会福祉協議会など、多様な主体が存在しています。これらの主体がそれぞれの強みを生かしながらかつながら、地域の中に多様な居場所や参加の機会を生み出し、支援を必要とする人の早期発見や見守りにもつなげることができます。

◇目的

居場所づくり、交流機会の充実、地域活動への参加支援、ボランティアや地域人材の育成、企業・団体との連携、分かりやすい情報発信などを横断的に進めます。単に「支援を受ける人」と「支援する人」に分けるのではなく、誰もが地域の一員として役割を持ち、支え合いに参加できる環境づくりを進めることを重視します。

これにより、地域でのつながりに厚みを持たせながら孤独・孤立を防ぐとともに、地域で安心して暮らし続けられる基盤を広げていきます。

◇プロジェクトの内容

誰もが気軽に立ち寄れる居場所

地域の中でつながりや自分らしい役割を持つことは、孤独や孤立を防ぎ、生きがいや安心感を持って暮らすために重要です。しかし、新しい場への参加は心理的な負担となる場合があります。

誰もが日常のなかで無理なく立ち寄れる居場所や機会を広げ、参加への心理的ハードルを下げる取組を検討します。また、参加者一人ひとりが主体的に関わり合える環境を整えるとともに、日常的な交流を通じた自然な見守りから早期対応につなげ、「支援する・される」の関係を越えた、誰もが支え合いに参加できる地域づくりを目指します。

関連施策：4-1 誰もが安心して社会参加できる仕組みづくり

4-2 居場所づくりと交流の推進

4-3 多様な働き方を支える就労支援

実施方策：■既存の資源の活用や団体との連携による交流の場の推進

■参加者が役割を持ったり、新たな参加者を呼んだりする仕組みづくり

■地域の居場所への専門職の定期的な参加を通じた自然な見守りと相談対応

魅力と活動が伝わる情報発信の展開

様々な福祉活動や支援が行われていても、その情報が必要な人に届いていなければ、参加や相談といった次の行動にはつながりません。

従来の周知方法や媒体の枠にとらわれず、対象者の生活スタイルや関心に合わせたプッシュ型の情報発信など、確実に「伝わる」ための工夫を凝らして必要な情報を直接届けます。また、地域の中で行われている「ちょっとした手助け」や身近な支え合いの様子を知る機会を設け、活動の実情や魅力を分かりやすく伝えることで、福祉をより身近に感じてもらう環境づくりを目指します。

関連施策：5-7 啓発活動の推進

実施方策：■プッシュ型の情報発信など、「伝わる」発信方法の工夫
■地域でのちょっとした活動や支え合いが分かるような情報の住民との共有

多様な主体を巻き込む横断的な連携・協働の推進

地域に存在する企業や地域団体、福祉専門職、住民といった多様な主体が相互につながり、それぞれの強みや資源を生かして協働することは、新たな解決策や役割・参加の機会を生み出し、持続可能な地域づくりにもつながります。

顔の見える関係づくりと分野横断的な連携を一層深めることで、多様な主体が主体的に地域づくりに関わり、誰もが活躍できる地域社会の実現を目指します。

関連施策：5-1 地域人材の育成
5-2 支え合いネットワークの強化

実施方策：■企業や地域団体等との連携ネットワーク「こえる場！」の充実・活用
■福祉専門職や地域住民が交流する場の展開

認知症施策推進基本計画

① 基本的な方向性

(別途記載予定)

② 基本施策

1 新しい認知症観の理解の推進

(別途記載予定)

2 認知症当事者の権利擁護

(別途記載予定)

3 認知症の人等の参画・対話

(別途記載予定)

4 多様な主体との連携

(別途記載予定)

5 相談体制の整備等

(別途記載予定)

第5章 別冊

(記載予定内容)

・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の記載予定事項

分類	項目
1 計画の位置づけ	
2 計画の期間	
3 障がい福祉サービスの現状	1 障がい福祉サービス 2 障がい児支援 3 地域生活支援事業 必須事業 任意事業
4 障がい福祉サービス等の数値目標及び見込み量	1 障がい福祉サービス 2 障がい児支援 3 地域生活支援事業 必須事業 任意事業

・介護保険事業計画の記載予定事項

分類	項目
1 計画の位置づけ	
2 計画の期間	
3 日常生活圏域	
4 高齢者等の現状と将来推計	1 高齢者等の現状 2 高齢者数および要支援・要介護認定者数の将来推計
5 介護保険サービスと基盤整備	1 総合的な介護予防の推進 2 在宅医療・介護連携の推進 3 高齢者の住まいの確保 4 介護給付及び要介護認定の適正化の推進(芦屋市給付適正化計画) 5 介護人材の確保・資質向上及び業務効率化 6 介護サービス事業者の質の向上と指導監査体制の充実 7 低所得者への配慮 8 介護保険サービスによる居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービスの充実
6 介護保険サービス事業費の見込	1 介護保険サービス給付費総額の推計 2 第1号被保険者の保険料の推計

資料編

(記載予定内容)

- ・社会福祉審議会・社会福祉審議会地域福祉部会・障がい者(児)福祉計画策定委員会・すこやか長寿プラン 21
策定委員会の設置要綱・委員名簿
- ・計画策定の経過
- ・用語説明